

議 事 日 程 第 4 号

平成24年6月14日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	佐 藤 兵 議員	2 番	高 橋 義 和 議員
3 番	小 久 保 広 信 議員	4 番	我 妻 徳 雄 議員
5 番	木 村 芳 浩 議員	6 番	高 橋 嘉 門 議員
7 番	小 島 卓 二 議員	8 番	高 橋 壽 議員
9 番	白 根 澤 澄 子 議員	10 番	佐 藤 忠 次 議員
11 番	遠 藤 正 人 議員	12 番	堤 郁 雄 議員
13 番	工 藤 正 雄 議員	14 番	齋 藤 千 恵 子 議員
15 番	島 軒 純 一 議員	16 番	海 老 名 悟 議員
17 番	相 田 克 平 議員	18 番	渋谷 佳 寿 美 議員
19 番	相 田 光 照 議員	20 番	中 村 圭 介 議員
21 番	山 村 明 議員	22 番	鈴 木 章 郎 議員
23 番	山 田 富 佐 子 議員	24 番	佐 藤 弘 司 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長	安 部 三十郎	副 市 長	小 林 正 夫
総 務 部 長	須 佐 達 朗	企画調整部長	山 口 昇 一
市民環境部長	赤 木 義 信	健康福祉部長	菅 野 智 幸
産 業 部 長	小 川 正 昭	建 設 部 長	唐 澤 一 義
会 計 管 理 者	遠 藤 善 則	総 務 課 長	菅 野 紀 生
財 政 課 長	後 藤 利 明	総合政策課長	我 妻 秀 彰
水 道 部 長	松 村 孝 義	病院事業管理者	芦 川 紘 一
市 立 病 院 長	加 藤 智 幸	教 育 委 員 会 長	高 橋 英 機
教 育 長	原 邦 雄	教育管理部長	神 田 仁
教育指導部長	土 屋 宏	農業委員会会長	伊 藤 精 司
農 業 委 員 会 長	高 橋 寿 一	選挙管理委員会 委 員 長	金 屋 慶 助
選挙管理委員会 事 務 局 長	高 橋 龍 一	代表監査委員	高 野 欽 一
監 査 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 利 信		

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	後 藤 俊 英	事 務 局 次 長	高 野 正 雄
副 主 幹 兼 議 事 調 査 係 長	松 田 順 子	庶 務 係 長	青 木 重 雄
主 査	堤 治	主 任	渡 部 真 也

午前１０時００分 開 議

○佐藤 兵議長 おはようございます。
ただいまの出席議員24名であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第４号により進めます。

.....

日程第１ 一般質問

○佐藤 兵議長 日程第１、一般質問を行います。
順次発言を許可します。
一つ、中心市街地活性化について、外１点、
19番相田光照議員。
〔19番相田光照議員登壇〕（拍手）
○19番（相田光照議員） おはようございます。
一新会の相田光照です。

本日の議場の国旗はいつもと様相が違います。
それは、皆様御存じのとおり６日に御逝去された三笠宮寛仁親王殿下の本葬に当たる劔葬の儀が私の質問と同時刻よりとり行われるからであります。寛仁親王殿下は昭和52年、栗子スキー場で開催された障がい者スキー大会以降、幾度となく米沢の地に足を運んでくださいました。

そんな米沢にゆかりの深い皇族のお一人の親王殿下の御逝去に対しまして、日本を誇りに思う日本人として、そして、郷土を愛する米沢人として謹んで哀悼の意を表します。

さて、一般質問も最終日を迎えました。議員に送り出していただき丸１年、議会という時の流れは本当に速く、必死に走った１年だったと今は思い返します。そして、改めて私はつくづく人によって育てていただいていることを再認識する１年でもありました。多くの方と出会い、多くの方と話をし意見聞く。そんな中、今ほど安部市長の市政運営に対して、また、議員一人一人を含めた議会に対して数多くの目が注

がれていたことはないのではないのでしょうか。

私はその視線をひしひしと感じます。理由は周知のとおり、テナント借地借家問題に端を発した中心市街地活性化事業の問題であります。

今議会も４名、以前にも数多くの先輩議員がお聞きになりましたが、この市民注目の非常に重要な問題でありますので、疑問に対し重複した質問をするかもしれません。お聞きの皆さんには御了承いただき、また、当局におかれましては前述の議員と変わりなくお答えいただきたくお願い申し上げます。

さらに、今回の事業、不透明な部分をクリアにせずにしてこの事業は進展しません。これを前提に、そして、このような思いを持っている議員が私一人でないことも、私のほかに多数いることもお伝え申し上げ、質問に入らせていただきます。

では、まず１点、中心部の将来像についてであります。

昨年８月に示されました「米沢市中心市街地活性化基本計画」等でも将来像が明記されております。一般市民の皆さんも米沢市のホームページ等で閲覧することができますが、目を通したことがないと言われる方がほとんどだと思います。

この将来像、「市民がいきいきと交流し、歴史と文化を共に創り、伝え、未来へつないでいくまち～にぎわいの再生に向けて、ひとを育むまちづくり～」。チャート式によるもので、非常にわかりやすくまとまっていますが、中心部の町並みを想像したときは非常にイメージしにくいものです。今回、私個人でさまざまな意見を市民の皆さんからお聞きしたとき、最も多くのは「中心部の将来はどういう形になるんだ」、「グラウンドデザインはあるのか」というものでした。私も具体的な形が見えず、明確な答えを言うことができませんでした。

私は、新文化複合施設一つで中心部が活性化

するとは思えません。そこには付随するさまざまな施設が共存する必要があるからです。このことに関しましては、過去の議事録からも当局が必要性を抱いていることはうかがい知ることができます。

そこでお尋ねいたします。米沢市の中心部を将来的に図書館、市民ギャラリー、文化会館、博物館など「歴史文化ゾーン」とするおつもりなのか、それとも、行く行く何十年後か先には金池中心に集約している行政機関、市役所、教育委員会、水道部等の再配置をするお考えなのか、お聞かせください。

定例議会でテレビカメラも入っております。多くの方が注目している議会ですので、市民の皆さんがイメージしやすい、わかりやすいお答えをお願い申し上げます。

では２点目、新文化複合施設のあるべき姿についてです。

市長が中心市街地の顔と例えられる新文化複合施設、そこが多くの市民や観光客、全ての人が交流できる施設にすることは、当局として当然の義務であり、責任だと思います。

しかし、それだけでよいのでしょうか。もちろん当局としてもそれだけではないという考えを持っていらっしゃることでしょう。この新文化複合施設を含む平成22年度一般会計補正予算は、一昨年の６月議会においてさまざまな議論の末、賛否拮抗で附帯決議を採択されたものです。その附帯決議の中には「中心市街地活性化に寄与できる施設整備に重点を置き、より多機能で複合化も視野に入れた深い検討を行うこと」との文言があったはずですが。

私は、高齢化社会に向かう現状に鑑み、市役所以外に行政サービスを行える機関があるべきだとの認識があります。その一翼を担えるのは中心部におけるこの新文化複合施設ではないでしょうか。

それを踏まえ、現在計画途上でとまっている

新文化複合施設のあるべき姿はどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。お答えください。

続きまして、高齢者に優しい市役所運営についてお伺いいたします。

現在、本庁前には障がい者等専用駐車場が４区画設置されています。ここには妊婦の方、乳幼児をお持ちの方、けがをなされた方、そして高齢者も駐車できるように看板が設置されています。しかし、なかなかその駐車場にとめづらいという声が本音だと思います。そこで、市役所玄関前の駐車場の一部に高齢者を対象としたシルバー専用駐車場を設置することを提案いたします。

「元気なお年寄りがふえた」、「まだまだ元気だ。生涯現役だよ」、そのような高齢者もおられます。しかし、それと反比例するように介護を受けたり寝たきりになったりせずに、制限なく健康でいられる、日常生活を送れる、その可能性の期間を示す健康寿命が短くなってきている現状もございます。

この健康寿命は、厚生労働省が先日、６月１日に新たに発表したものです。平成25年度から始まる「次期健康づくり計画」について検討する厚生科学審議会の部会で示され、平成22年で男性が70.42歳、女性が73.62歳だったとする算出結果を提示しました。

また、WHOでも平成12年以降、健康寿命を提唱しています。寿命を延ばすだけでなく、いかに健康に生活できるか。現在は、平成21年の消費者庁の立ち上げとともに廃止された「国民生活白書」平成18年版では、「健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」との問いに対して「ない」と答えた、いわゆる「無障害平均余命」を使いあらわした健康寿命があります。

この寿命は、今回発表されたものとは算出方法が若干異なり、一概に比較することはできません。しかし、その結果は、平成16年、平均して男性が77.64歳、女性は80.63歳という、当時

微増していた健康寿命が減少している実態があります。

「足腰が痛くなってきた」、「座るのが大変でやっと家を出てきた」、米沢市も多分に漏れず高齢社会化・健康寿命の短期化が進んでおります。高齢者が一人で自動車を運転し、市役所を訪れ利用されるケースもふえてきております。その中には足取りが重いにもかかわらず玄関前に駐車ができず、玄関より離れた駐車場に車をとめ、ゆっくりとした歩行で来庁する姿も見受けられます。

それを踏まえまして、改めて市役所玄関前の駐車場の一部にシルバー専用駐車場を設置することを提案いたし、壇上からの質問とさせていただきます。

○佐藤 兵議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの相田光照議員の御質問にお答えをいたします。

私からは中心部の将来像についてお答えをいたします。

中心市街地の将来像について二つの面から御説明をいたします。

まず、一つの面は、バスを主とした公共交通機関、道路、公園、文化施設を初めとする公共公益施設、さらには日常生活を支える店舗などの多様な都市機能がコンパクトに集積する密度の濃い生活圏の実現であります。

この実現に当たっては、現在までに山大工学部の街中サテライトキャンパスの設置、国際交流協会事務所の平和通り移転、市民ギャラリーの大沼デパートへの臨時開設、中部コミュニティセンターの建設などを行ってまいりましたが、今後も新文化複合施設の建設、まちなか歴史公園の整備、武者道整備などを行ってまいります。

これらによって民間の経済活動の活発化を誘発させ、さらにはまちなか居住の促進を図っていきたいと考えております。

金池の官庁街を中心部に戻す考えがあるかとの御質問であります。長期的かつ大きなテーマでありますので、現時点において市長、市当局だけで見解を出すべきものではなくて、今後の広い議論を待つべきものと考えております。

そして、もう一つの面であります。米沢の大きな特色は歴史と文化のまちでありますので、まちの中心部において文化を発信し、城下町らしい風情、情緒を感じさせることによって歴史と文化のまちの特色をさらに高めていくことであります。

新文化複合施設建設、歴史公園、武者道整備等はこのようなまちづくりを進めていくための大きな一歩であると考えております。

以上です。

○佐藤 兵議長 神田教育管理部長。

〔神田 仁教育管理部長登壇〕

○神田 仁教育管理部長 私からは、新文化複合施設のあるべき姿についてお答えいたします。

市議会の附帯決議である「中心市街地活性化に寄与できる施設整備に重点を置き、より多機能で複合化も視野に入れた深い検討を行うこと」につきましては、昨年9月の定例会における高橋義和議員の一般質問並びにこのたびの山田富佐子議員の一般質問でもお答えいたしました。市といたしましても深く重く受けとめ、十分検討しながら新文化複合施設の事業を進めてきたところであります。

具体的には、附帯決議を受けまして、新図書館と市民ギャラリーの整備検討委員会においても御審議いただいたところ、「新図書館と市民ギャラリーの機能を充実することが最も重要であり、それとあわせて周辺の施設や商店街、まちづくりに携わる人々などのさまざまな機能とさまざまな連携を展開することで相乗効果が生まれ、本市の文化振興とともに中心市街地のにぎわいづくりを図っていく」との検討結果が示されたところであります。

これを最大限に尊重し、新施設については図書館と市民ギャラリーの複合施設とすることとし、新文化複合施設の整備のよりどころとなる米沢市新文化複合施設整備事業基本構想を昨年9月に取りまとめたところであります。

このように、検討委員会の検討結果を十分に踏まえて、また、限られた予算において新文化複合施設に導入する機能を決定させていただいたところでありますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

一方、中心市街地に多様な機能が集積することは、中心市街地の活性化の視点からも大変重要なことでありますので、別途まちづくり全体の方策の面から検討していく必要があるものと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、2項目めの高齢者に優しい市役所運営についての御質問にお答えいたします。

市役所の駐車場につきましては、1区画当たりの横幅が市内のスーパー等の駐車場に比べやや狭く、高齢者や小さいお子様連れの来庁者にとっては利用しにくいということもありまして、これまで市長への手紙などにおきましても幅を広げてほしいとの要望を受けてまいりました。

しかしながら、時期によっては駐車場が満杯になる場合があることから、幅を広げることによって駐車台数が減少してしまうということ、特に冬期間は除雪による堆積した雪によって駐車場がさらに手狭になるということから、要望にお応えすることができずにおりました。

しかし、昨年度、市庁舎北側の重車両置き場の車庫を解体し、駐車場として整備したことにより、庁舎南側の正面駐車場に来庁者用の駐車区画を拡張することができました。そのため、今年度一部の駐車区画の幅を広げた上で、シル

バー専用ではありませんが、高齢者や小さいお子様連れの方が優先的に利用できる駐車スペースを設置すべく、現在準備を進めているところであります。もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） では、順不同になりますが、高齢者に優しい市役所運営のほうからお伺いしたいと思います。

大変前向きな市民の声を聞いていただきまして、つくっていただけるというふうに認識しました。具体的にはいつごろ完成をめどに計画なされていますでしょうか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まず、台数から若干申し上げたいと思います。現在の駐車幅を若干広げまして、3メートルぐらいの幅の区画で12台ほど考えております。時期的にはことしの夏、現在夏ですが、7月、8月ぐらいには完成させたいなと思っておるところでございます。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） 12台というと結構多い数だなというふうに思っています。大変高齢者の方も、また高齢者でなく乳幼児をお持ちのお母さん等も使えるという意味では数多くあるということは大変うれしいことだと思います。

その設置場所は、私のイメージなんですけれども、市役所玄関前の噴水の脇あたりになるのでしょうか。それとも、今ある障がい者駐車場の隣ぐらいになるのか、その辺も決まっておりますら教えてください。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 市役所正面には4台分の障がい者用の駐車場がありまして、結構な区画をとってございます。それで、御指摘のとおり噴水前を予定しているところでございます。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） 元気な高齢者もおられます。健康に不安を抱えている高齢者もおられる中で、さまざまな介護予防、支援予防等を進めていただきながら、こういう小さな、小さいといいますか、事としては小さいかもしれませんが、大きな一歩をしていただいたなと思っております。

それで、私が言うのも大変おこがましいんですが、本当にありがとうございますと、これで本当におじいちゃん、おばあちゃんが使えようになって、自分たちが本当に市役所に来てもし安心してとめられるような、そんなことを市役所の本庁からしていただけるということは大変うれしいことだと思います。

最後に要望といいますか、色をもし地面につけるとすれば、青色ではなく、ちゃんとおじいちゃん、おばあちゃんもとめられる、そして妊婦の方もとめられる、きっちりここは専用駐車場なんだよという色にしていれば、よりとめやすくなるのではないかなと思っておりますので、ぜひ夏までの完成を楽しみにしております。

では、中心市街地活性化についてお尋ねしたいと思います。

さまざま、最終日で、今回4名の議員の方が質問なされました。私で5人目、中心市街地に関しましては最後の質問になるわけですが、その前出の4名の議員の皆様の御質問等々から私、当局の答弁の中で引っかかる部分が幾つかありましたもので、まずそこを確認させていただきたいなと思います。

今回、きのうの山田富佐子議員の質問の中で、今3案ある新文化複合施設の設置案について白紙を含めて今後7月以降に我々議会と協議していくという旨の答弁をきのうなされたと思いますが、市長の中には第4案を含めた、もちろん白紙撤回も含めた選択肢というものがあるんでしょうか。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 きのう山田議員にお答えしたのは、かみ砕いて申し上げますとこういうことであります。議会に提示いたしておりますのは3案であります。すなわちこの3案とも建設を、要するに市民ギャラリー、図書館というセットで建設をしていくという前提に立ってそれぞれ場所を3案提示しているわけであります。

ですから、そうではなくて、別のもう一遍要するに練り直しをしてということではありませんので、もう一遍ゼロから練り直しをしてという、きのうそういう御提案でありましたので、それは難しいのでありますが、この場で難しい理由を細々と御説明あるいは討論すべきではないと考えて、この後全員協議会を複数回予定しておりますので、そういう中で御説明、御議論をして御理解をいただく、あと、きのうの部長答弁でもありましたが、別の形で御提案の趣旨を吸収し、そして具体化していくという可能性もあるかと思っておりますので、そういうことで御議論をさせていただきたいという趣旨でありますので、新たにきのうの御質問で別の案も三つと同じように同列で浮上してきたということではありません。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） ちょっとよくわからない、まあ白紙撤回というものはないと、だから第4案もないというふうな認識でよろしいのでしょうか。

それと、この場で細々した議論をすべきではないとおっしゃいますが、私はこの場で、この場でこそ議論すべき話なのではないでしょうか。各委員会等々で、協議会等々で話すことよりも、この議場という場で議会とともに議論をしていく、キャッチボールをしていくことが私は大切だと思っていますし、細かいことでもこの場で答弁をさせていただきたいと思います。

もう1回確認しますね。白紙撤回とか4案と

いう選択肢はないということによろしいんですか。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 それでは、こちらから御質問を逆にするという制度ではないので、一応、本当は御質問すれば一番いいんだと思いますが、間違いのないように、要するに基本的な用語について間違いのないように一応こちらから念のため申し上げますが、白紙撤回というのは要するに図書館、市民ギャラリーを建てないという、そういう趣旨ではなくて……そういう趣旨ですか。

○佐藤 兵議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） その白紙撤回という意味、私は今市長がおっしゃったとおりです。建てないという選択肢もあるのかということですよ。だから、もともとの現行案のここに建てるという案がないという、この状態ではなくて、中心部にこの施設を建てないという選択肢があるのかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○佐藤 兵議長 安部市長。

○安部三十郎市長 失礼いたしました。十分わかりました。

建てないという案はございません。建てるという前提で三つ提案しております。そして、重ねてもう一遍、御理解いただくためにもう一遍重ねて御説明いたしますが、最初、市当局としてはこのようなトラブルがあることからまちの広場に建てたいという御提案をしましたが、議会との話し合いの中でいきなりまちの広場と出したこと自体が性急であるという判断から、もう一遍仕切り直しをして広く御議論いただきたいという視点、そして、議会との話の中から、あるいは市民の方、とりわけ各関係団体に御説明したときに出てきた意見から、そういうことから時期的な問題があるもののポポロです。

そして、あとは歴史公園でというのが出てまいりましたので、そういう市当局が提案したも

のと別の案も出てまいりましたので、それらを並列して、どれが1番で2番でというふうな順位をつけないで同じラインで、要するに同じ重さで三つ並べて、ここで議論をしたいというふうに御提案をしているわけであります。

ですから、この三つを候補地にして議論したいというのが全てで、そうではなくて建てないという、そっちの方向では考えておりません。

また、山田議員からのもう一遍別の機能を含めたほうがいい、そのために最初から市民ギャラリー、図書館というだけでなくさまざまなものをに入れてという案であります、それはちょっと私の言い方が悪かったかもしれませんが、実際には私の後に部長からの細かい説明を申し上げて、それがどのように難しいかというお話はいたしました。

そして、ほかの議員の方の御質問については、私からもなぜほかの機能も入れてするのが難しいかという話はいたしましたので、ですから、この場で議論という言い方はちょっと私の言葉の使い方がうまくなかったかと思います。私以外の部長から御説明ありましたし、あと私からもほかの議員の御質問に答える形で御説明をいたしておりますので、さらに御意見、御質問等あれば重ねて別な機会にも御質問を賜ればありがたいという、そういうふうに言わせていただきたいと思います。

○佐藤 兵議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） 今の市長の答弁の中で大変疑問に思ったところが1点あります。ポポロ跡地、まちの広場、歴史公園、この3案は同列であると、全部同じであるとおっしゃいましたよね。私、3月の予算のときに我々が可決したのはポポロ案に対して可決したのであります。議決というのは非常に重いものだと思います。

今回の図書館問題、私は中心市街地でなくてもいいんでないかなと。本当にもっとふさわし

い場所があるんでないかな、そういう思いもあります。しかし、一昨年6月、私は当時議員ではありませんでした。しかし、そのときに附帯決議をもって議決された案件であります。私は議員として踏襲すべきことがある、そういう思いから議決の重みを認識して、やはり図書館は建てるのであれば中心市街地しかないと思っています。

その考えで、これ附帯決議、いわゆる議決の重みに関して余りにちょっと軽く感じておられるのではないかなと思います。神田部長もおっしゃっていただきましたが、この新文化複合施設、附帯決議が出ているわけです。その中にはさまざまな機能を持ち合わせた上で協議してほしいと。図書館委員会等々で話した中で、行政サービスを入れるというような旨のお話の議論はなされたものでしょうか。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 市民ギャラリーと新図書館の検討委員会の中では、やはりそれぞれの機能を充実させることが最優先された内容で検討が進んだと理解しております。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） 図書館とギャラリーの検討委員会なので恐らくそういう答えにはなると思います。

そこで、この中心市街地活性化基本計画の中に、これは企画調整部長の山口部長にお聞きするのがいいんでしょうか。ちょっと教えていただきたいことがあります。中心市街地活性化基本計画策定委員会の委員の意見分類、その中に都市福利施設の設備の内訳という項目があります。基本計画の中に26ページにあります。その中の一番上で件数として6件、多い中で、施設の複合化、一体的利用という項目がありますが、これはどのようなことを意味しているのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 26ページの確かに御指摘のような集計結果を掲載をしております。大変申しわけないんですが、通告があればバックデータといいますか、準備したのでありますが、今ここからではちょっと明確な答えができませんので、申しわけございませんでした。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） 申しわけありませんでした。私はその中活、この部分もお聞きするという思いでおりましたので、通告しなかったことは大変申しわけないと思います。

では、このことで、この中に3番目のところに新図書館、市民ギャラリー、駐車場の複合化、一体化をしていただきたいというのは3番に来ているんです。そのほかに、私この施設の複合化、一体的な利用ということはもしかすると行政サービス等々も入れた上で新文化複合施設をつくるべきというような回答なのかなと思ったものでお聞きしたところでした。そこは後で教えていただきたいなと思います。

○佐藤 晃議長 後で教えてください。いいですか。後で教えてください。

○山口昇一企画調整部長 はい、わかりました。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） では、今回のこの3案についてお聞きしたいと思います。まちの広場が候補地に挙がったということにつきまして4月16日の代表者会で多分提案ありまして、20日の全員協議会で我々の知るところになりました。

4月9日に知り得て、16日まで1週間あります。そして、その後3案、歴史公園を含めた3案になりましたが、ここに至る経緯というのは、これは市長の指示のもとに、まちの広場も歴史公園も含めて3案でいこうとなったのか、それとも庁内で話し合いを、協議を持った上でこの3案になったのか教えてください。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 庁内で検討して、そして私が決断をしましたので、私の指示でございます。

○佐藤 兵議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） となると、この変更理由、変更理由も今議会答弁なさっていると思いますが、もう一度改めてお聞きします。まちの広場と歴史公園が候補地に挙がった理由を教えてくださいたいと思います。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 まちの広場につきましては、4月20日に私ども当局のほうから提案をさせていただいたわけですが、これについては今ポポロが置かれている現状、要するにこの状態がいつ解決できるかというような部分が不透明になりましたので、私どもとしては平成26年度までの完成を目指して1期計画の中で進めていく中ではもう土地の所有関係がはっきりしているもの、すなわち市有地でありますまちの広場が最もふさわしいだろうというふうな考えのもとにこの案をまとめさせていただきました。

その後、歴史公園については、先ほども市長から答弁をさせていただきましたが、議会に御説明をする中で議会の中からもそういう提案があった、それから、関係してこられた市民の方々への説明を4月の下旬に行ったわけですが、そうした中でも歴史公園というふうな候補地にしたらいいのではないかというふうな御意見もいただいたものですから、これについて歴史公園にする場合に今の都市再生整備計画事業の中で認めていただけるかどうかの部分についても私どものほうで国土交通省のほうに確認をとりながら、現実的には行う可能性があるということでこの案を三つに加えているということであります。

○佐藤 兵議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） 1期計画に間に合うようにまちの広場、歴史公園等々が候補地に挙

がったと。では、今現在、まちの広場があるわけです。まちの広場に新文化複合施設の建設が移行した場合のまちの広場の代替地ということはどうにお考えになっていますでしょうか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 それにつきましては4月20日に私どものほうで御説明をさせていただいた案の中では、その代替地といいますか、代替機能、可能な限りの代替機能として今整備を進めております歴史公園の活用をもってやっていくという部分と、歩行者天国をつくりながら、そういった中でのイベント展開をもって補完をしていこうというふうなことで考えております。

○佐藤 兵議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） 今現在、まちの広場を利用なさっている方は約9万人ぐらいおられます。さまざま来月の23日ですか、Y-1グランプリ、米沢の一つの大事業になりつつあります。そういうことを見ると大きな事業が年間約10万人近い人の活動があるんです。

そのまちが果たして歴史公園で賄えるんでしょうか。今の歴史公園を建てると言われているあの土地でまちの広場と同じような機能ができるのかどうかと言われたときに、私は甚だ疑問に思います。

例えば歴史公園とまちの広場の大きな違いは、出入り口だと思います。もし、歴史公園にまちの広場の代替地として持っていくのであれば、西側の道路沿いからしか出入りはできなくなりますよね。歴史公園のところであれば。東側も武者道を通して入ってくるような形になると思います。

現在のまちの広場は3方向、東、南、西、その方向から入れる。本当の意味の広場という認識ですが、非常に歴史公園ではまちの広場と同じような機能はできないと思っております。

それから、もしまちの広場に施設が移るとなれば、やはり大きな問題は駐車場からの動線な

んです。駐車場が市営駐車場、予定地に駐車場が建ったとして、道路を挟んで渡らなければいけない。この道路に関してもこれからどうするかは議論していかなければいけない話です。となった場合に、今の中心部は非常に高齢者率が高くなっております。米沢市の平均に比べまして中心部の高齢者率は非常に高くなっている。

そういうことも鑑みても、非常に現実的に可能なのかなと。2月23日に市民検討会がありました。私も参加させていただいて、後ろの方から、車いすに乗った女性の方でした。図書館と駐車場で、駐車場側の南側に障がい者用の駐車場を置いてくれ、そして、ストレートな動線で行くようなものをできれば2階、3階につくってほしいという旨のことをおっしゃっております。神田部長もおられたのでわかると思いますが。そういう声もあるわけです。それを考えた場合に、まちの広場という案は私はないと思うんですが、この駐車場からの動線等々に関しましては、山口部長、どのようにお考えになっていますでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 まず、今二つ御質問ありましたのでお答えをしたいと思います。要するに歴史公園でもってこのまちの広場、今の代替機能が十分に果たせないだろうというふうな御指摘であります。

そうした部分も確かに課題としてはございます。それと、あと、これはこれまでも答弁をさせてきていただいたわけですが、要するに移転した場合を仮に想定した場合に、ポポロビルのあり方、要するに今回の問題が決着した後どういうふうにポポロを活用していくのか、そのあり方についてもやはり総合的に検討をしていく必要があるだろうと思っております。

そうした中で、もし恒久的なイベントスペースが何としてもまちの中になければいけないということになるのであれば、一つの選択肢とし

てそういうことも想定としてあり得るというふうに考えております。

それから、確かに駐車場からの動線ではありますが、交通安全対策はさまざまな手段で考えていく必要があるというふうに思っております。まちの広場に建設した場合、当然ながら道路に挟まれた対角線上になってまいります。車のスピードをいかに落とすかというふうなことも一つの手だてでありますし、また、障がいをお持ちの方の専用駐車場を建物のすぐそば、脇に設けるということも一つの方策としてあり得ると思っておりますので、さまざまにここは検討させていただきたいと思います。

○佐藤 晃議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） わかりました。

では、歴史公園に移った場合のことについてちょっと伺いたいします。市長が中心街のイメージに対してお答えいただきました。歴史や文化を感じられるまちづくりにしていく、そこに公共機関というか、バスを中心としたさまざまなコンパクトシティをつくっていくと。

その中で、この歴史公園、中活事業に当たる歴史公園の役割というのは、市長、どのように認識なされているでしょうか。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 先ほど申し上げましたが、米沢の少し平和通りを中心としたあの文化交流ゾーンというだけでなく、もうちょっと広げて考えてみましても、米沢のいわゆるまちなかにはさまざま歴史を感じさせる史跡があります。それらがそれぞれ歴史性を発信していくということが歴史を感じさせるまちとして大事だというふうに思っております。

そういうことを踏まえますと、（仮称）歴史公園予定地にはさまざまなストーリーがそこには埋もれていますので、それを掘り起こして、磨いて、そうやって歴史性を発信させる、そういう大きな可能性を持った土地だというふうに

考えていますので、公園として整備をして、そういう歴史性、言葉をかえて言えばあの土地が持っている歴史のストーリーを発信させていくということが大事だというふうに思っています。

もうちょっとかみ砕いて申し上げますと、西條天満宮が持っている由来とか、あるいは米沢城三の丸土塁が持っている米沢城の城下町の外郭とか、お堀もそうですが、そういうさまざまなものがあるというふうに思っています。

○佐藤 兵議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） 非常に歴史的なものがあって重要であるというのであれば、この図書館をもし歴史公園に持っていくとするのであれば、その土塁等々は残す形で建設なさる予定でしょうか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 敷地の活用についてはさまざまこれから協議が必要になってくるものというふうに考えております。ただ、私ども今候補地として想定しておりますのは、この貴重な土塁についてはこれを残していく、土塁から西側の平場の面積だけで2,500平米ありますので、この活用を前提にしながら建設候補地として議論をさまざまにしていきたいというふうに考えております。

○佐藤 兵議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） 土塁、さまざま歴史を感じられるというのは、図書館が西側を潰して、東側だけが残るという形で計画をするというのは非常に違うと思うんです。歴史公園ってあそこに西側も含めて、あそこの一体感で武者道からつながる、人々が回遊できる、集える場所にあったからこそ私は歴史公園というものを作りたいんだろうなと思っていました。

ですから、3月のときにも、補正のときにも我々が補正修正案を出しましたが、そのときもあそこには本当に遊具は要るのかという旨でいたわけです。それが、例えばポポロのところに

図書館が建てられなくなるかもしれない、簡単に図書館の移転地にします、もしくはまちの広場の代替地にしますということであれば、歴史公園よりも図書館が大事だというふうにとらざるを得ないんです。簡単に代替地になるのであれば、もともと要らなかったのではないかなと。歴史公園そのものが。そこまでくるんです。そうなった場合に、簡単に潰していいような中心市街地であってはならないはずなんです。

では、万が一、万が一です、その土塁を残して、歴史的な情緒を残して図書館を建てるといった場合に、これ地質調査等を含めて第1期計画で間に合いますか。

○佐藤 兵議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 今、御指摘いただいた部分であります、確かにスケジュール的に26年度完成までこの地で進めるといった場合に大丈夫なのかということについては、さらにこれ詰めていかないといけないというふうに思っております。

といいますのは、やはりあそこの地質調査を踏まえないと設計が進められないという状況に恐らくなってくる危険性は私も感じております。そうした中で、全体スケジュールが26年度末までに詰めることができるかどうかというのはちょっと厳しい状況も想定しなければいけないというふうに思っております。

○佐藤 兵議長 相田光照議員。

○19番（相田光照議員） そうなんですよ。やはり2期計画に私になってしまうと思います。この歴史公園が2期計画になるというのであれば、やはり今までの現行案のとおり、ポポロ跡地が2期計画にいつているはずなんです。歴史公園が2期でいけるのであれば、ポポロ跡地の2期計画も大丈夫なはずですよ。

だとすれば、三つの案を出すのではなくて、もともとの原案です、白紙撤回のものじゃなくて、ゼロベースでない50ベースのここのポポロ

跡地できっちりと、裁判が終わってから、撤退をして更地にしてから27年の計画をもってすべきなんではないかなと私は議決という重みも知っている議員としてそのように思っています。

それから、当局の皆様が我々に4月から全員協議会等で議論をしたいとおっしゃいました。ぼんと風呂敷の中に三つのものを準備してくる。「さあ、議員の皆さん、我々とどうしましょう、決めていきましょう」。これ違うと思うんです。私たちは当局で決まった一つの案に対してどのように決まったか、その過程とともにその経過を逐一報告してほしいと言っているんです。

「さあ、どこに決めましょう、皆さん好きなところありますか」と。「ここがいい」、「ここがいい」、「これはこういうメリットがある」、「こういうデメリットがある」。これっていうのは責任転嫁だと思います。我々は皆さんが真剣に議論していただいて一本に絞っていただきたい。そして、それまでの過程と情報をしっかりやっていただくことが当局側の仕事ではないでしょうか。

最後に、市長の答弁に対しては最後にお述べしなければいけないなということがありました。責任論です。市長は「ポポロ跡地以外なら責任は発生する。その責任は政策遂行で利益を上げればいいんだ」と。

そして、須佐部長もきのうお答えになっています。「不法行為、いわゆる法律に触れなければ責任というものは発生しない」。理屈はそうかもしれませんが。でも、市長、市長は南原で今大変住民が困っている悪臭問題、このことについて社会的、道義的責任が発生するとおっしゃっているんですよ。この2業者は決して法律には触れていないと思います。法律の基準値を上回っているからこそ認可が出ているんだと思う。それでも、そのにおいて苦しめられる人がたくさんいるからこそ社会的な道義的な責任が存在します。

市長、市長のお考えであれば全く政策において法律に触れないことをしていれば失敗という言葉はあり得ないんです。これは私はおかしいと思います。みそぎはきっちりしなければいけない。

今現在、非常にグレーの部分が多いと思っています。その部分を黒に、そして白にしていくことは我々議員の仕事です。今回、議員は非常に存在意義を問われています。市長の追従機能なのか、しっかりとしたチェック機能はないのかと。我々は違います。追従機能ではありません。しっかりと当局の皆さんのチェック機能でありたい。そうならなければ議員はいけません。全てをクリアにしてから我々は前に進みたいと思います。少なからずこの最大会派の一新会8人の総意であることをお伝え申し上げます。

以上で質問を終わります。

○佐藤 晃議長 以上で19番相田光照議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前10時59分 休 憩

~~~~~

午前11時10分 開 議

○佐藤 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、孤立死を生まないためにについて、9番白根澤澄子議員。

〔9番白根澤澄子議員登壇〕（拍手）

○9番（白根澤澄子議員） 日本共産党市議団の白根澤澄子です。

ことしになって北海道札幌市や東京都立川市、埼玉県さいたま市などで生活を支えたり介護をしていた方が亡くなることによって、障がい者

や介護を受けていた方などが亡くなり、一家の死亡が長時間たって発見されるという孤立死が相次いで報道されました。

孤立死は20年以上前から起きていたと言われているのですが、大きな社会問題として取り上げられたのは一昨年の身寄りのない人の孤独死、無縁死でした。これまではひとり暮らしの、中でも高齢者の孤立死が問題の中心でしたが、ことし明らかになったのは、家族がいても生存が断ち切れ死亡するケースです。

このような孤立死の背景にあるのは、貧困と社会的な孤立だと言われています。日本の社会のあり方や生活の変化により、人々は地域社会、家族の束縛から自由になってきましたが、その結果として地域社会、家族の解体が起きてきました。労働も正社員、終身雇用が縮小し、派遣など不安定雇用の拡大により所得の格差が生まれ、貧困が広がっています。本来なら社会的な変化に社会保障制度が対応しなければなりませんが、政府は社会保障費の増大ばかり問題視し、制度の改悪と個人負担増を進めてきました。

生活保護制度を見てみると、年々受給者がふえ、ことし3月210万人を超えました。問題なのは生活保護を受けなければ生活できない人がふえているという現実です。政府がすべきことは貧困対策であるのに、実際にやっていることは不正受給対策強化であり、給付水準の10%削減や扶養義務強化の検討など保護費の抑制です。不安定雇用から正社員に切りかえていくことや最低賃金の引き上げなど、雇用の改善にも取り組んでいません。

こうした政府の対応の不十分さが孤立死という形で顕在化してきているものと思います。ことしの事例はどちらかといえば都市部でのことでしたが、全国どこでも起きる可能性があります。国民は誰も日本国憲法第13条で幸福を追求する権利があり、第25条で健康で文化的な生活を送ることができる生存権を保障されています。

地方自治体としても孤立死などという事態を生まない、防止する対策をとり、生活が困難な方や社会的に孤立している方を発見し、支援していく必要があります。

そこで幾つかお尋ねします。生活上の困難があるときにどこの窓口に行けばいいかわからないということのないよう、総合的な相談窓口を設置していただければと思います。生活、福祉の課が一つになった総合的な窓口もありますし、相談内容に応じて職員が窓口に来て対応するという方法もあるかと思います。

生活保護の相談では、生活に困窮していることが明らかなら、生活保護申請の意思をしっかりと確認していただきたいと思います。札幌市の死亡事件では、三度も生活保護の相談に行きながら、生活保護申請の意思確認がなされなかったため、保護申請に至りませんでした。

生活保護の相談は気軽にできるものではなく、働いて収入を得る努力をし、身内に頼るなどし、それでもどうしてもなくなると相談に訪れるのです。本人から申請したいという言葉がなかったからと保護の説明だけに終わらず、生活が苦しいことがわかれば申請の意思をぜひ確認してください。意思確認をしたけれども、その場で申請しなかった方で、その後申請がなされない場合、どのように生活しているのか追跡調査をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

市税や国民健康保険税、介護保険料、水道料金等公共料金を滞納するのは、基本的に生活に困窮しているからです。それぞれの担当課で滞納対策に取り組み、差し押さえ実施など取り立てが強化されています。

しかし、それだけでいいのでしょうか。例えば市税を滞納している方はその他の公共料金も滞納している可能性があります。納めるよう働きかけるとともに、生活全体を把握する努力をし、必要なら生活保護に導き、借金の清算や就

労など生活の再建支援も行っていくことが必要です。公共料金滞納を一元化し、相談に結びつけていくようにしてはどうかと思います。

電気、ガス、水道は生活上欠かせないものであり、ライフラインとも言われます。生活費が不足すればそれらの支払いが滞り供給停止になります。そうなれば、生活上困難になるだけでなく、健康にも影響を及ぼし、孤立死にもつながっていきます。

国は孤立死が社会的な問題になるたび、電気、ガス、水道事業者に機械的に供給停止という対応をとるのではなく、生活に配慮し、自治体への情報提供などを求める通知を出しています。自治体によっては電気、ガス事業者と料金滞納者の情報を自治体に提供するという協定を結んでいます。情報提供がほとんどないという実態のようです。

ことしに入って孤立死が続いたことから、5月11日、厚生労働省はこれまでより一歩踏み込んで電気、ガス、水道の料金滞納から生命の危険が疑われるケースについては個人情報保護法は適用されず、本人の同意なしで自治体に情報提供ができるという通知を出しました。

厚生労働省は自治体と事業者との積極的な連携を求めています。料金滞納者に生活上の困難があれば生活保護などを自治体に相談できるという情報が伝わるよう、電気、ガス、水道の料金督促通知などに案内文を掲載するよう求めています。また、料金滞納者との面談でもその情報を伝えていただくことも必要です。そして、生命の危険が疑われるなら、すぐにも市に通報していただかなければなりません。こうしたことについて各事業者と協議を開始し、連携を可能にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

水道料金は公共料金であり、所得に応じた負担が適当です。せめて収入がないか少ないため生活に困っている方に対し減免する制度があっ

て当然ではないかと思います。分納だけでなく、納められる水道料金にする減免制度をつくっていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

経済的困難があっても医療機関にかかるよう、米沢市立病院での無料・低額診療の実施を要望します。保険税の負担もあることから国保加入手続きをしないで無保険になっている方がいることを考えておかなければなりません。公的医療保険に入っていなければ医療機関にはなかなかかかれず、かかるときは亡くなることとなったり、亡くなって見つかるということにもなりかねません。生活困窮の方にも医療を受けることができる機会を公的医療機関である市立病院こそつくっておくべきではないかと思います。貧困、格差が広がっている今こそ無料・低額診療実施のときだと思いますが、どうでしょうか。

介護保険では中学校区単位で地域包括ケアシステムを構築することを求めています。孤立死対策でも中学校区単位での官民によるネットワークをつくり、生活困難、社会的孤立の発見と支援をしていくことが有効ではないかと考えます。市職員の人員削減もあり、米沢市だけで調査をしたり見守りなどの支援はできないと思います。そこで、民生児童委員、町内会、介護・医療関係者、新聞・ガス・宅配事業者などと米沢市との連携を考えてはどうかということです。

官民の協力です。家族以外の外部の人がかわることが少ないと思われる福祉サービスを受けていない障がい認定者や介護認定を受けても介護サービスを利用していない高齢者の方々と家族の中に問題を抱えてはいないか調査をしてはどうかと思います。希望に応じて見守りなどの支援が次に続くことになります。

社会的な支援を求めている方として、全国的には70万人とも言われる家に閉じこもりになっている引きこもりの方がいるのではないかと思

います。引きこもりの方は若者だけでなく、40代、50代という年齢にも広がっています。親と同居しているとしても、親も高齢化してきています。情報を集め、家族、本人と相談し、必要とする支援ができるようにすることが求められているのではないかと思います。

誰もがきちんと生活でき、生涯を全うできるよう、中学校区単位的生活支援ネットワークづくりを視野に、調査、支援に踏み出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの白根澤澄子議員の御質問にお答えをいたします。

私からは相談窓口の設置についてお答えをいたします。

福祉に関する相談については、現在福祉事務所各課において相談の初期段階から関係するほかの課との連携を図りながら継続的・専門的な相談支援を行っております。

このような体制にしておりますのは、相談内容が多様化・専門化しており、初めからそれぞれの専門の担当課で対応する必要があるためです。

さらに、複数の関係課に及ぶ場合は、その都度それぞれの専門の担当を加えるなどして相談に対応したほうがより適切で素早い対応ができると考えているからであります。

例えば高齢者の相談窓口としては、高齢福祉課のほか、各地域包括支援センターにおいて総合相談・支援事業を実施しておりますが、この窓口機能は地域の高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関または制度の利用につなげる等の支援を行うものです。初期段階の相談対応から継続

的・専門的な相談支援までを行い、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の状況把握を行っております。

今後も高齢者に限らず、本人や家族からの行政窓口への直接相談によらなくても、電気、水道等ライフラインに関する事業者、郵便・新聞等の個別配達を業とする事業者による異常情報の入手、さらには民生委員等地域住民から得られる情報が孤立者の早期発見と着実な支援につながるよう、現相談窓口の機能連携強化をする方向でさらに進めていきたいと考えております。

いずれにしても、家族が社会から孤立し、周りに気づかれず死亡しているなどという悲惨な状況が出ないように努めてまいります。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

〔菅野智幸健康福祉部長登壇〕

○菅野智幸健康福祉部長 私からは、生活保護の申請について、そして引きこもりの方への支援などについての二つについてお答えいたします。

生活保護業務につきましては、国からの法定受託事務であり、国が定める基準や実施要領などに従って実施している業務であります。その面接相談において本市では今年度から生活保護のケースワーカー及び査察指導員の経験のある面接相談員を配置し、複雑化・高度化する業務に対応しているところであります。

生活保護の相談があった場合、相談者の状況を把握した上で、ほかに利用できる制度、具体的には年金、各種手当、失業給付、生活福祉資金貸付制度など、これらの活用について助言を適切に行うとともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認することとなっております。

相談者の状況把握につきましては、いわゆる経済的急迫性の確認のため、手持ち金及び預貯金の保有状況や家賃、また水道、電気などのライフラインの停止、滞納状況、そして国民健康保険等の滞納状況などを聞き取りし、必要に応



じ適切な措置を講じているところであります。

例えば経済的急迫性がある場合につきましては、生活保護の申請にあわせて社会福祉協議会からの資金の貸し付けを行っております。申請意思の確認につきましては、国の生活保護法による保護の実施要領に基づきまして適切に意思確認を行い、申請の意思が明確にされた方につきましては速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続についての助言などを行っております。

また、相談者の状況からほかに利用できる制度の活用が見込まれる場合については、「どこで、何を、どうする」かについてパンフレットなどを活用し個別具体的に助言を行うとともに、それができなかった場合は再度相談に来庁するよう助言を行っており、問題が未解決とならないよう対応しております。

さらに、生活保護の要保護者を発見し適切な保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が保護の実施機関の窓口につながるよう、厚生労働省では2月23日付で「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」の通知を発出しております。

本市におきましても3月9日、福祉事務所長通知として「生活に困窮された方の把握のための連絡・連携体制について」を発出し、情報が着実に必要な支援につながるよう、関係課との連絡・連携体制の強化を図っているところであります。

次に、引きこもりの方への支援などについてであります。引きこもりとは、さまざまな要因によって社会参加の場が狭まり、仕事や学校など自宅以外での生活の場が6カ月以上にわたって失われている状態のことを言います。原則として統合失調症などによる引きこもりとは区別しておりますが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれる場合もございます。

引きこもりの相談窓口としては幾つかあり、まず山形県精神保健福祉センターに「自立支援センター巣立ち」が設立されております。引きこもり支援コーディネーターが相談を受け付け、相談内容に応じ支援方針を検討し、適切な支援機関や団体を紹介しております。

また、置賜保健所でも精神科医師による面接相談や保健師による支援を行っております。置賜保健所主催の「引きこもりからの脱却支援置賜ネットワーク会議」が開催され、管内の行政や警察、医療機関、学校、そして民間団体などによる事例検証などを行っているところであります。

ほかにNPOなどの民間団体による活動もあり、米沢市におきましては二つの団体が面接相談や訪問、来所者への居場所の提供や学習、そして就労支援などを行っております。

本市におきましては、高齢福祉課、健康課、社会福祉課などの窓口や市で委託している相談事業所に相談が寄せられております。各窓口では個々の状況に応じた適切な支援機関を御紹介し、また、訪問による状況把握や関係機関での支援会議の開催などを実施しております。

以上のように、本人や家族から何らかの相談があれば対応する体制が整っておりますが、家族が引きこもりを隠しているような状況の場合、どのような形で支援を御提供するかにつきましては、個人情報保護の関係や個々の状況にもよりますので、なお慎重な対応が必要になってまいります。

今後は、さまざまな相談支援機関や窓口があること、誰でも気軽に相談できることを、広報初めさまざまな方法でお知らせしてまいりたいと考えております。

また、障害者手帳を持っている人や介護の認定を受けている人で、それぞれのサービスを利用しない人の生活状況の把握についてでございます。

まず、障がい者の場合、その方を含む世帯が社会的に孤立した状態になることを防ぐため、世帯の状況、さらには行政とのつながりを求めているかなどを知ることが必要となっておりま

す。そこで、障害者手帳などを持っていらっしゃる方につきましては、現在、試験的にではございますが、障がいに係るデータと住民基本情報による単身及び二人世帯の世帯データ突合により対象者の抽出を行っております。抽出した世帯につきましては、行政側からのアプローチとして、例えば手帳更新時の窓口面談や文書送付によりサービス利用の啓発を行ったり、さらには社会的なつながりについての現況調査などについて検討してまいりたいと考えております。

介護関係につきましては、要介護1から要介護5までのサービス受給率は約90%となっております。この割合からして、認定を受けてサービスを受けていない方は、病院など医療機関で治療を受けている人がほとんどだと認識しております。

また、要支援1及び要支援2のサービス受給率は約59%となっております。要支援者でサービスを受けていない人は、安心のために今の状況を知るために認定を受ける方も多く、また、介護状態が重度化した場合、すぐに希望のサービスを受けることができるように認定を受けている方もおられます。

加えまして、自宅に手すりなどをつければ自立した生活が送られる方は、一時的な住宅改修などのサービスで済むことから、定期的なサービス受給とはならないことなど、サービス受給率が低いものと認識しております。

このことから、介護認定を受けてサービスを利用していない方の生活状況の把握につきましては、特にいたしてはおりません。しかし、高齢者の安心・安全を確保するため高齢者見守り支援事業などを実施しており、対象者の安否の

確認、そして話し相手になることにより積極的に必要な支援に結びつけるよう努力しているところでございます。

また、議員御提案の地域単位の地域ネットワークの確立についてでございますが、その役割は先ほど市長答弁のとおり、各地区の地域包括支援センターの役割だと考えてございます。相談件数につきましても平成21年度は969件でありましたが、平成23年度は2,238件とふえております。必要な方には訪問して相談に応じており、訪問相談体制を確立しております。

今後もさらにPRに努め、相談内容に懇切丁寧に対応し、必要な支援に結びつくよう努力してまいります。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 松村水道部長。

〔松村孝義水道部長登壇〕

○松村孝義水道部長 私からは(3)の公共料金滞納者の生活実態の把握についての御質問にお答えしたいと存じます。

生活に困窮され亡くなられた方が公共料金を滞納し、電気、ガス等の供給がとめられた状態で発見されるという大変痛ましい事案が発生しており、5月9日付厚生労働省健康局水道課長名で「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」が再度通知されたところでございます。

本市では、以前より水道料金の支払いが滞っている方や滞りがちな方に対し面談を行い、本人の事情や生活状況に応じ、これまでの滞納について毎月支払い可能な額での分納支払いの相談を行うとともに、支払い予定の時期等を把握し、あわせて毎月の水道料金がかさまないように節水の指導を行っているところでございます。

また、お支払いが困難な方で福祉部局と相談されることが適当と思われる場合につきましては、プライバシー保護に配慮しつつ、関係部局に照会するなど連携を図っておるところでござ

いますので、御理解をいただきたいと存じます。

今後とも機械的な給水停止を行うことなく、より一層きめ細やかな対応に努めてまいりたいと存じます。

次に、減免制度を創設する必要があるのではないかと御質問でございますが、水道事業の経費は収入となる水道料金をもって充てる経営の独立採算制をとっておりますことから、最少の経費で最大の効果を上げることが使命であり、将来にわたる安定給水の確保と施設の更新や安全性の向上を実施していかなければなりません。また、水道料金負担の公平の原則から、水道料金の減免につきましては、福祉部局等におきまして扶助費等に水道料金相当額が含まれていると判断されますので、福祉面の観点から水道部独自の料金の減免を行うことは現在のところは考えておらないところでございます。

私からは以上でございます。

○佐藤 晃議長 加藤市立病院事務局長。

〔加藤智幸市立病院事務局長登壇〕

○加藤智幸市立病院事務局長 私からは4番目の項目であります無料・低額診療事業の御要望についてお答えいたします。

平成21年9月定例会の白根澤議員の一般質問でお答えしておりますが、無料・低額診療事業は、社会福祉法の規定に基づき生活困難者が経済的理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業であり、本来は国公立病院ではなく、主に社会福祉法人等による事業を想定して、条件を満たせば税制上の優遇措置を受けられるものであります。

市立病院としましては、従来から政策的な医療を提供しているところであり、無料・低額診療事業を仮に想定するとしましても、届出基準の大きな要件となっております生活保護法による保護を受けている者及び無料または診療費の10%以上の減免を受けた者の延べ数取り扱い

患者の総延べ数の10%以上であることに對して、市立病院の平成23年度の生活保護受給者患者の割合が4.69%であること、さらには経費負担の原則からこのことでの繰り出しは認められていないことから、現時点でこの事業の導入は考えていないところであります。

市立病院といたしましては、医師法第19条に規定する診療の求めに応じる義務、いわゆる応召義務に沿って医療を提供しておりますので、結果として未収金が発生する可能性もありますが、生活困難者による未収金の未然防止対策としまして、関係機関と連携しながら、生活保護制度、限度額適用認定証の活用、出産育児一時金の直接支払い制度など、各種制度についての情報提供を行うなど、必要な相談体制を維持しながらきめ細かい対応をとっております。分納、延納等による支払いの相談にも応じながら対応しているところであります。

また、市立病院では医療ソーシャルワーカーを3名配置し、従来から生活困難者の医療費支払いの問題や高齢者等援助を必要としている患者さんが抱えているさまざまな悩み、不安等を解消するため、他の医療機関、保健、福祉、介護等関係機関と密接に連携し、対応してきているところであります。

市立病院は今後とも地域の関係機関との連携を維持、強化しながら、地域の基幹病院として市民の皆さんに信頼される医療の提供に努めてまいりますので、御理解いただきたいと考えております。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） まず、生活保護について伺います。窓口のほうできめ細かな対応をさせていただいているということなんですけれども、やはりいろいろな事件、報道されていますので、やはりよりきめ細かな対応をぜひ窓口でさせていただきたいということで、申請の意思は生活困窮が明らかならばやはり生活保

護申請をしますねということできちんと確認をしていただきたいということで申し上げたところです。

また、いろいろな子供に対しての連絡が行くとか親戚に対して連絡が行くというようなことでその場で申請に至らなかったという方についてですけれども、その後再度窓口を訪れないということであれば、やはりその方がどうしているのかについてぜひ確認をしていただきたいなというふうに思ったところですので、その点はよろしく願いいたします。

それで、生活保護者がふえ続けている中で、政府は課税調査の強化など不正受給対策というようなことを強化して生活保護費を抑制する対策をとってきているわけなんです。とりわけ最近ではタレントの母親が生活保護を受給していたというようなことで、不正受給ではないかというような報道もなされてきているところなんです。

成人している子供が親を扶養するという義務は確かにありますけれども、これは強制されているものではないというふうに思います。ですので、報道は正確さを欠いているなというふうに思うところです。

現在、生活保護を受けている方の9割近くが高齢者であったり障がい者あるいは傷病者、母子世帯なわけなんです。不正受給対策ということで受給の抑制が行われれば、実際に必要なのに受給できない、あるいは受給申請をしないというような方がふえていってますます孤立死というようなことにもつながっていくのではないかなというふうに思いますので、やはり不正受給対策ということでの受給抑制をするような対策についてはきちんと米沢市としても意見を言っていたきたいと思います。

また、生活保護費の受給水準の切り下げというようなことも検討されていますけれども、こういうことが行われれば生活保護受給者にとど

まらず、さまざまなところの福祉の水準などにも、あるいは雇用者の給与等にも影響を及ぼす問題ですので、こうしたことについてもきちんといろいろな場で意見を言っていっていただきたいなと思います。

それで、不正受給なんですけれども、大きく問題にはなってはいますけれども、実際のところはそれほど多くはありません。平成22年度で件数でいえば1.8%ですし、金額では0.38%にしかすぎません。ほとんどの方が正しく受給しているということになります。

しかし、不正受給というのはやはりあってはならないことですし、そして、窓口の対応で防止できるのではないかなというふうに考えているところです。

不正の内容を見てみますと、働いて得た収入があるのに申告をしなかったという方が、これが最も多くて43.5%なんです。次いで年金の無申告が27.7%ということなんです。

こうしたやはり収入があった場合にはきちんと申告をしていただかなければならないわけなんですけれども、ケースワーカーの方からこの点についてはきちんと申請者あるいは受給者に伝えていただくということが必要だと思います。働いて得た収入については世帯全員の方の申告が必要なわけです。

そして、高校生がいた場合に高校生がアルバイトをした場合、そういう場合も申告が必要になっています。高校生の方は部活とか教育費がかかるというようなことでアルバイトをする場合が多いので、こうした金額については生活保護費から差し引かないというふうにもなっているところなんです。

こうしたことをやはりケースワーカーの方からきめ細かく何度も伝えていただくことが必要ではないのかなというふうに思うところです。

そして、そのためには一人のケースワーカー

が担当できる80件、やはりこれを超えないというようなことが不正受給対策という点でも重要だというふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 ケースワーカーの担当が80人を超えないということでございます。これにつきましては、特に一昨年1人当たりの担当がやはり不況ということで年度内に100人を超えたというふうな状況でございました。これにつきましては、当初90人前後だったものがその1年間で100人を超えてしまうような状況だったということで、今議員お述べのとおり80人というふうな規定があるということで、これは総務当局と協議しまして、今現在80人ちょっとくらいの数なんですけれども、そのくらいの担当の中で手持ちの数を済ませているというふうな状況になってございます。

また、お話の中にありました不正受給ということで、これらにつきましてもその都度議員お述べのとおり担当のケースワーカーの方からそれぞれのケースに応じてその対象者に対して御説明申し上げながら納得していただいているような状況でございます。

また、不正という部分が見つかりましたら、やはり詳しく説明し、その部分を返していただくような、返し方につきましても一度に多額の金額になる場合はそれぞれ分割とか、それぞれの方の負担にならないような形を相談させていただきながら対応させていただいているところであります。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 面談等で不正受給というのは防止ができるというふうに考えますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

それで、今現在80人ちょっとを一人が抱えているというふうな状況で、やはり今後生活保護

受給者がふえていけば一人担当する方が80人を超えていくというふうなことになるわけですね。そうした場合に、国としては不正受給対策だけではなくて、やはり就労支援というふうなことも強化をしてきているわけですが、そうしたことに對してきめ細かくすることができないというふうなこともなりますので、ぜひ人をふやしてというふうな要求をきちんとしていただければというふうに思います。

水道料金について伺います。減免制度なんですけれども、独自の減免制度を設けるつもりはないというふうなお答えだったわけなんです。私、山形県内を調べてはいないんですけれども、多分山形県内では余り実施しているところがないのではないかなというふうに思います。

しかし、だからといって設けないでいいということではないというふうに思います。北海道には32の市があるんですけれども、全ての市で減免制度の規定を設けているところなんです。実際に適用がないというふうな事例もあるわけなんですけれども、やはり分納ということだけではなくて、納められる金額にしていって、その人たちにきちんと納めてもらうというふうな仕組みにしていくことが適当なんではないでしょうか。公共料金だからこその人の所得に応じた負担というふうにしていくべきではないのかなというふうに思いますが、もう一度お願いいたします。

○佐藤 晃議長 松村水道部長。

○松村孝義水道部長 私も山形県内で減免制度を設けているということについてはちょっと知り得ないところでございます。

この減免制度とおっしゃいますけれども、実は米沢市の場合は冬期間を除いて毎月検針を行い、そして支払っていただくというふうになっております。県内でも何市かでは2カ月に1回の検針で2カ月分をまとめて支払っているとい

うところもございます。

米沢市の場合は、先ほど申しましたように毎月滞っている方、分納誓約をしていただく方、そして滞りがちな方については訪問をしながら、まして日中会えない方については月に1回程度の夜間の訪問をしながら、とにかく面談をしてきちんとそういう把握に努めているということでございますので、改めて、所得と申しますと私たちにはいわゆる調査権というんですか、そういうものがございませんので、難しいかなと思ひまして現在のところは考えていないというところでお答えをしたところです。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） 減免制度を設けているというようなところについては、やはり本人の申告に基づいて減免を実施するというようなことではないのかなというふうに思います。話を聞いたりしながら、やはり生活困窮の状態にあるというようなことが把握できれば適用するというふうにしているのではないのかなというふうに推測するところです。

ですので、米沢市として必ずそれは実施できないというようなことでもないのかなというふうに思うところです。ですので、やはり必要だというふうなことはここで申し上げておきたいと思います。

障がい者とか高齢者のサービスを利用していない方の調査ということですが、障がい者については福祉サービスを利用していない方についてでしょうか、対象者を抽出して調査をこれからするのでしょうか、するというようなことで非常に前向きに対応されているなというふうに評価するところなんです。

ですけれども、介護保険の方の利用者については、利用していない方については入院等というようなことで調査をしなくてもそれほど必要はないのではないかなというようなお答えだったわけなんですけれども、この間、多発というわ

けではないんですけれども、介護殺人とか介護心中というようなことが全国で起きていますし、山形県内でも起きているわけなんですよね。その方の中には介護サービスを利用しているという方もいらっしゃるわけなんですけれども、多くの方は家族介護で対応してきたというようなケースが多かったのではないかなというふうに思います。

そうした場合に、やはりこうしたことを防止していくためには介護認定を受けながらやはり介護サービスを受けていないというような方についてはどういう状況なのか、家族の状況を把握していくというようなことをしていく必要があるのではないのかなというふうに思います。

障がい者の方はやるわけですし、介護サービスを利用していない方で入院もしていないという家庭内にいるというような方は少数ではないのかなというふうに思いますので、それほど大がかりな調査ということにもならないと思いますので、ぜひそこは調査をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 介護の分野につきましては、要介護度の度合いによってやはり違うと先ほど申し上げました。介護度が重くなるほどやはり病院なりのそういったサービスをきちんと受けていらっしゃるもので先ほどのような御回答になりました。

また、要支援の方、こちらの部分なんですけれども、やはり比較的元気な方がいらっしゃるということで、こちらのほうに介護の認定に来られるというふうな動機を窓口のほうでお聞きしても、先ほど申し上げましたように将来に対する重篤化した場合に備えてというふうなお答えが結構窓口のほうでも多いということなので、そちらのほうを受けてということでございます。

ただ、議員のお話の中で、やはり介護認定を受けながらというふうな方もございますけれど

も、また、私どものほうで預かりしている事案の中でも、介護の認定を受けなくてもやはり今議員お述べになったような、これはちょっと問題があるのではないかといったふうな事例が私どものほうの相談に来ているような実態でもございます。

そういった意味では、地域包括支援センターのほうでこれは積極的に動いてございますので、確かに1軒1軒のそれぞれのお尋ねはしておりますけれども、そういった話、やはり民生委員さんなり先ほどの高齢者見守りの支援事業なりできっかけとして私どものほうに上がってくるような状況です。

それを捉えまして、私どものほうではそういった事例がまずございましたら積極的に地域包括支援センターのほうを動かすというようなことをしてございますので、議員おっしゃるようにさまざまな調査も必要なのではないかといいところも手法も加えながら、さまざまな方法で高齢者の方にはアプローチしていきたいと思えます。

また、調査ということで比較的在宅でいらっしゃる方につきましても全家庭調査ということも、これは年度を区切りながらやってもございますし、その返信の状況を見て、返信なさらない方についてどうですかというふうなさらなる問いかけといったような手法も使っている部分もございます。

さまざまな手法を使ってそういった介護を必要とされる方への福祉サービスのアプローチは続けていきたいというふうに思います。

○佐藤 晃議長 白根澤澄子議員。

○9番（白根澤澄子議員） そうしますと、郵送なんかで福祉サービス等をこういうものがありますのでぜひ利用してくださいというような案内をされて、返事が返ってこないケースについては何らかの対応を考えるというような手法なんでしょうか。やり方として。

札幌市なんですけれども、40代の姉妹が亡くなって発見されたわけなんです、一人が障がい者だったわけなんです。札幌市では障がい者の手帳を受け付けたりしていてサービスを受けていないというような家庭については実態調査をすると、家庭調査を実施するというふうになっているところなんです、どのようにするかといいますと、市の担当者と民生児童委員の方が初めに訪れて調査をし、今後どのようなサービス利用を希望するのか、あるいは見守りにしても見守りを訪問で希望するのかとか、いろいろなことを聞きながら、次からは民生児童委員の方が対応していくというふうになっているところなんです。

市のほうで郵送でいろいろお送りするというようなことも確かにいいわけなんですけれども、やはり一度はきちんと訪問をして家庭の実情を見る、家族の状況を把握しながら希望を聞くというようなこともしていただきたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 菅野健康福祉部長。

○菅野智幸健康福祉部長 障がい者の方につきましては、先ほど申し上げましたように、現在まずデータの抽出中ということで、実際サービスに結びついていらっしゃるのはどのくらいいらっしゃるのかというところでまず状況を私どものほうでは把握したいと思います。

その後になりますけれども、私どもの接点としてやはり手帳の更新というところがございまして、さらなる対策としましては議員お述べのような手法、そういったものを参考にさせていただきながら実際の対策、方法について検討してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤 晃議長 以上で9番白根澤澄子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後 0時03分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○佐藤 兵議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、市有林の将来像をどのように描くかについて外1点、4番我妻徳雄議員。

〔4番我妻徳雄議員登壇〕（拍手）

○4番（我妻徳雄議員） 市政クラブの我妻でございます。よろしくお願いします。

毎日、日の出前に年を重ねたせいか目が覚めます。けさは目を覚ましたところ、ちょっと薄暗い中で少し時間がたってきましたら日が差ししました。久しぶりの日が差して、きょう私が一般質問だから天気がいいのかななどというふうに思って、朝急ぎ原稿をばっばと書いてきましたんで、少し一部お聞き苦しい点もあろうかと思いますが、よろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。

森林は、木材等の供給のほか、国土の保全や水資源の涵養、生活環境の保全など、さまざまな機能を有しています。近年では生物多様性の保全や地球温暖化の防止など、地球的視野での森林の果たす役割にも大きな期待が寄せられています。

これらの機能は森林が健全に保たれることで発揮されるものです。木材を利用すれば森林の手入れが進んで健全さが維持され、多面的機能が持続的に発揮されると考えられます。

本市の森林面積は約4万1,939ヘクタールで、市域の76%を占めています。杉を主体とした人工林は約8,109ヘクタールです。米沢市有林は約642ヘクタールで、内訳は直営林が約319ヘクタール、分収林が約323ヘクタールとなっています。

市有林は行政が保有していることから、ある意味適正な施業による模範林でなければならないと考えます。

林業は植栽、下草刈り、雪起こし、除伐、間伐などの保育管理を長年にわたって行い、一定の林齢に達したら伐採し、跡地に再び植栽するという循環的な営みを行っています。こうした林業活動により森林が適切に管理されることが肝要です。

しかし、昭和36年の木材の輸入自由化以降、安価な外材が大量に流通し、杉などの価格が下落して、国内の林業、木材産業の不振と木材自給率の低下をもたらしました。この傾向は林業・木材産業関係者の努力にもかかわらず30年以上も続いています。その結果、手入れの進まない人工林が増加し、森林の持つ多面的な機能が低下しているのが現状です。生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

森林の持つ国土の保全や地球温暖化防止などの公益的機能を十分に発揮させるためには、森林を適切に整備、保全することが大切です。まず、市有林の最近の整備状況についてお尋ねいたします。

人工林は利用可能な循環資源です。間伐などの手入れを適時適切に進めていく必要があります。国は「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」をつくり、交付税措置を初め多くの優遇措置を与え間伐の促進を促してきました。

しかし、木材価格の低迷などにより間伐した木材をそのまま山に放棄されていることも多々あるようです。そこで、改めてお尋ねします。本市では間伐材をどのように利活用されているのでしょうか、質問いたします。

木材は人と環境に優しい資源です。そして、近未来の有望な自然エネルギーでもあります。森林から生み出された木材は、太陽エネルギーと森林の生命力によって繰り返し生産することができる持続可能な資源です。



さらに、木材の利用と森林の育成を繰り返すことで炭素が大気中と森林を循環する流れができます。大気中の二酸化炭素をふやさないことから、木材を資源やエネルギーとして利用することは地球温暖化防止などの環境保全に大きく寄与すると考えられます。それは、木材を利用している間は炭素が木材中に固定されているためです。木造住宅などは「第二の森林」とも言われています。

木材は、独特の香りやぬくもりにより人の心を癒やす効果や調湿、吸音効果、ダニの抑制効果などの多くの働きを持っています。山形県のホームページに載っていましたが、学校での調査では木造校舎のほうがインフルエンザやけがの発生率が低く、不登校の児童の割合も少ないことが報告されています。

木材は健康に優しい自然の素材であり、木材を利用することは心身の健康維持や潤いある生活環境づくりに大きく貢献します。

また、鋼材やアルミニウムに比べ、製造・加工時のエネルギー消費が格段に少ないという特徴を持っています。木材を利用することにより、製造・加工時に放出される二酸化炭素を大幅に削減することが可能となります。

私たちは、日常生活の中で建築資材や生活用品として多くの木材を消費しています。しかし、山形県内で消費される木材の半数近くは、世界各国から何万キロメートルという長い距離を船で輸送されてくるいわゆる外材です。こうした輸送時のエネルギー消費により大量の二酸化炭素が大気中に放出されることとなります。地球温暖化を防止するためにもできる限り身近な森林で生産された木材を利用することが求められています。

林野庁が平成21年に策定した「森林・林業再生プラン」では、木材自給率50%以上の目標を掲げ、低炭素社会の実現を目指しています。また、平成22年には「公共建築物等における木材

の利用の促進に関する法律」が施行され、地方公共団体において公共建築物における木材利用の促進を促しています。

本市の公共施設建設における本市木材の自給率はどのくらいになっているのでしょうか。また、木材自給率を高めるために実施している具体的な対策を教えてください。

人工林は、人の手を加えなければ森林としての機能は失われてしまいます。我が国は降水量の大半が台風時あるいは梅雨時に集中し、急峻な地形が多いことから、土壌が浸食しやすい環境にあります。

人工林では植栽木の成長に伴って隣接する樹木の枝葉が重なり、林内が徐々に暗くなってきます。そうすると、間伐や枝打ちを行わなければなりません。間伐や枝打ちを実施しないと林内に太陽光が入らず、草、木などの低木類が生育できずに地表面の土壌が露出することになってしまいます。そうなりますと、降水によって土壌が流されやすくなってしまいます。放っておくと植栽木同士の競争で1本1本の成長が阻害され、根の張りが弱くなり、結果、台風などの気象災害による倒木被害を受けやすくなってしまいます。

つまり、人工林において災害に強く多面的機能を発揮させるためには、枝打ちや間伐など適切な手入れを行っていくことが不可欠ということです。

手入れの進まない森林の増加により、森林の持つ多面的な機能が低下し、生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。災害に強い森づくりについて本市の見解をお聞かせください。

本市は林業を活性化し、低迷する状況を打破する一つの方法として、長伐期施業に切り替えました。これは、従来50年を標準伐期としていたものを、伐期林齢をおおむね2倍の80年から100年まで引き延ばしたものです。

長伐期施業では大径材、太い木ですが、生産されることから、高収入が得られることと森林の持つ公益的機能が長期にわたり安定的に維持されるという特徴を持っています。

収穫の時期が遅くなる分、間伐を積極的に行う必要があります。そして、長伐期施業であってもいずれは伐期を迎えます。この場合の活用を今から議論し、準備する必要があると考えています。今まで市有林にも多くの経費を費やしてきました。伐期を迎え、ただ切り倒し放棄するのではこの経費が無駄になってしまいます。本市はこの伐期を迎えた木材の活用策をどのように考えておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

続いて、大項目の2点目の特定規模電気事業者PPSについての質問に入ります。

福島第一原発事故の苦い経験から、社会の流れは脱原発へと大きくかじを切ることになったと思っていました。しかし、最近の報道では野田首相は「国民生活を守るため関西電力大飯原発を再稼働すべきだ」との考えを示しました。そして、原発再稼働の手続が動き始めたと伝えられています。

幾ら首相が「福島を襲った地震・津波が来ても事故を防止できる」と言っても、大飯原発で大地震の際に作業する免震重要棟やフィルターつきベントができるのは3年後です。安全への備えが不十分のままの見切り発車であることは否めません。原子力ムラの巻き返しでしょうか。夏の足音とともに安全神話の逆走が始まっているようではありません。

一方で、全国35都道府県の現職・元首長70人が参加した「脱原発をめざす首長会議」の設立総会が、4月28日に東京・品川で開かれています。政府が停止中の原発を再稼働させようとしていることに反対し、地域自治体から首長が先頭になって原発ゼロ社会を目指す声を上げたものです。

「首長会議」は静岡県湖西市の三上市長や東京都国立市の上原元市長、福島県南相馬市の桜井市長ら15人が呼びかけ人になって結成されました。冒頭、司会を務めた上原元市長は「これだけの人が集まった。地域首長の影響は大きい。一丸となって国に物申す動きが広まれば原発政策も変えていける」と結成の意義を訴えております。

さて、特定規模電気事業者PPSについての具体的な質問ですが、電気の供給は地域ごとに国から許可された電力会社のみが行って来ました。しかし、2000年の規制緩和で、大口の顧客であれば電力会社以外の事業者でも電気を売ることができるようになりました。

そして、2004年4月からは電力会社との契約で高圧500キロワット以上の利用者、中規模工場、中小オフィスビル、デパート、スーパーなどが電力を購入する事業者を選択することができるようになりました。さらに、2005年4月からは高圧50キロワット以上に範囲が拡大されました。

自家発電や工場の余剰電力を調達して電気を安く売っている新規事業者は、3月30日現在で53社にも及びます。また、太陽、水や風、木材など再生可能エネルギーからつくられた電力を買い取る制度が7月からスタートします。自然豊かな東北は再生可能エネルギーの宝庫と考えられています。

日本の総発電量に占める再生可能エネルギーの割合は、2010年でわずか1.35%にすぎません。ドイツの16%強という実績に比べれば、いかに日本の再生可能エネルギーの利用が進んでいないかがわかります。その最大の理由は、再生可能エネルギーに対する電力会社の極めて冷淡な姿勢と競争原理の全く働かない電力地域独占体制にあります。

電力固定価格買取制度、いわゆるFITの登場で状況は一変します。風力、太陽光、バイオマスなど再生可能エネルギーで発電した電力は

電力会社が政府の決めた価格で全て買い取ることが義務づけられます。このF I Tの登場で電力の自由化は一層進むと考えられます。

そこで、初めに本市の電力購入の現状はどのようなになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

P P Sの導入については、経費削減効果という意味で都市部の自治体などで東日本大震災以前から注目され、導入が進んでいました。震災以前にP P Sを導入した自治体は、電気料金的大幅削減で大きな経費削減効果が出たようです。

しかし、東日本大震災以降、首都圏などの自治体などでP P S導入の動きが活発化しています。結果、供給希望がふえ、需要と供給のバランスから計算どおりには経費の削減とにならないことも考えられます。

しかし、P P Sの導入を進めていくことは、原発依存のエネルギー政策を見直していくことにつながります。原発からの電力よりも安全な電気を使いたいと考えるのが自然ではないでしょうか。大きな視野でのメリットにもつながると考えられます。

電力自由化の流れの中で、本市はP P Sについてどのような認識を持っているのでしょうか、見解をお聞かせください。

東北電力管内にも特定規模電気事業者は存在し、電力を提供しています。電気料金の経費削減効果も期待できます。そして、電力会社依存、原発依存を脱却するという大局で考えることも大事です。

この間、本市はこのP P Sの導入についてどのような検討、研究を行ってきたのでしょうか。そして、導入についてどのように考えておられるのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○佐藤 兵議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの我妻徳雄議員の御

質問にお答えをいたします。

私からは市有林の整備状況、そして災害に強い森づくりについてお答えをいたします。

本市の市有林、いわゆる直営林は、市内の万世、築沢、田沢地区などに約290ヘクタールの面積を有しております。造林適地についてはほとんど造林が完了しており、ここ二、三年の状況につきましても、平成21年度から23年度の3カ年は間伐を中心に枝打ちや育成の妨げになる木々を刈り払う除伐作業等の保育作業を森林施業計画に基づき実施をしております。

具体的には、平成21、22年度の2カ年で除伐を約7ヘクタール、枝打ちを約6ヘクタール実施しております。間伐については、平成21年度から23年度までの3カ年で約42ヘクタールを実施しました。

米沢市の今後10年間の森林整備の指針となる米沢市森林整備計画を本年3月に策定しましたので、その計画に基づき従来の皆伐して人工林を造成するといった画一的な整備から転換をし、長期展望に立った市有林の経営を目指し、地域林業の指針となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、災害に強い森づくりについてであります。米沢市森林整備計画では地域の目指すべき森林資源の姿として、水源の涵養、山地災害等の防止、快適環境の形成、保健文化、木材等の生産の五つがあります。山地災害等の防止を図っていくには、保育及び間伐の積極的な推進と天然性林の的確な保全及び管理、保安林制度の適切な運用、森林病虫害被害の防止対策を推進していくことが災害に強い森づくりにつながるものと捉えております。

特に、下層植生が育成するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力にすぐれた森林を目指していくことが災害に強い森林につながりますので、そのような観点

からも適宜森林保育に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

〔小川正昭産業部長登壇〕

○小川正昭産業部長 私からは市有林の将来像をどのように描くかについての御質問うち、  
（２）間伐材の利用状況についてと（３）木材自給率を高めるための対策について、そして、  
（５）伐期を迎えた木材の活用についてをとお答えいたします。

初めに、間伐材の利用状況についてであります。先ほども市長が申し上げましたが、その量は３カ年で約42ヘクタール実施し、それは間伐材の量に換算しますと年平均1,000立方メートルになる見込みであります。

利用状況につきましては、木材価格の低迷により集積、運搬経費に比べ、間伐材の買い取り価格が下回るのが現状となっているため、有効利用が難しい背景があり、全て切り捨て間伐となっているのが実情であります。

このたび国が示した森林・林業再生プランでは、現在の国の木材自給率26%から2020年までに50%にするという目標を掲げ、「育てる林業から使う林業」へと転換が図られました。

そのような背景を受け、今年度より国の補助事業では間伐材利用を促進するため、搬出、いわゆる利用する間伐が採用されました。

本市といたしましても、従来行っていた切り捨て間伐から、補助事業を上手に活用し、林道や作業道などの路網整備を図りながら、高性能林業機械の導入等によりコストを抑えた施業方法で搬出間伐に取り組み、間伐材の利用促進を積極的に図ってまいりたいと考えております。

また、木材は再生可能エネルギーでもありますことから、用材やチップ等の利用のほか、「山形県みどり環境交付金事業」を導入するなどして、ペレット化についても木質バイオマス

エネルギーの利用促進へ努めていきたいと考えております。

次に、本市の公共施設建設における木材自給率と木材自給率を高めるための対策についてありますが、本市公共施設における木材自給率は最近建設いたしました上郷小校舎で約49%、中部コミュニティセンターが約34%、三沢東部小屋内運動場で約6%程度となっております。

また、木材自給率を高めるための対策ですが、間伐材の利用促進とともに、現在地産木材を利用して新築する方に対し建築費を補助する「米沢市地産木材使用住宅等建築奨励事業」、住宅1棟当たり限度額30万円、ごみ収集所や工作物1カ所当たり限度額7万円の補助事業に取り組んでおり、木材利用のPRと需要の促進に努めているところであります。

また、先ほど議員もお述べになりましたが、「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」に基づき、本市の公共施設に関しましても可能な限り地元木材を使用できないか関係課に打診しているところでもあります。

もちろんこれは市有林に限定したものではありませんが、地元の木材をできるだけ多く使用することが木材自給率を高めることにつながるものと考えております。

次に、伐期、いわゆる材木が成熟して伐採時期に達したことでありますが、その伐期を迎えた木材の活用については、一例を挙げますと、市有林の一つであります、田沢地区に滝ノ沢という林齢が80年を超える市有林があります。この市有林から産出される杉の木を公共建築物の建設資材に活用できないか、また、市場に流通できないかなども含め研究していきたいと考えているところであります。

以前の林業が盛んであった時期は、伐期に達した市有林の杉の木を売って貴重な歳入源になったというお話も聞いておりますが、現在は木材価格の低迷によりかつてのような市有林から

の産出材を販売するようなことも難しいため、さまざまな補助事業を導入し、産出材の活用をいろいろな面から検討しながら木材利用の促進につなげていきたいと考えております。

私からは以上であります。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは2項目めの特定規模電気事業者P P Sについての御質問にお答えいたします。

主な本市所有施設の電力の契約状況ですが、まずこの契約につきましてはそれぞれの施設ごとの契約となっておりまして、契約電力量は具体的な例で申し上げます、市庁舎の場合730キロワット、東部小学校は113キロワット、水道部庁舎は71キロワットなどとなっており、いずれも契約種別は業務用高圧電力となっており、東北電力からの購入で1年ごとの自動更新となっているものであります。

次に、特定規模電気事業者につきましては、P P Sと呼ばれているものでありますが、P P Sではわかりにくいことから、現在の通称は新電力となっており、これはいわゆる電力の自由化に伴い一定以上の電力量を使う需要者への電力の販売が認められた事業所であると承知しているところであります。

新電力から電力を購入するメリットとしては、電気料金の低下や購入先の選択肢が拡大することなどが考えられております。

一方、デメリットでございますが、現在契約先である東北電力株式会社とは災害時の協力における協定を締結しており、また、市の防災訓練等におきましても多大な御協力をいただいている関係にあることから、その協力体制に影響が生じないか危惧しているところでございます。

首都圏を中心に新電力への切りかえが進んでいるようですが、県内はもとより東北地方におきましてはまだ普及していない状況にあ

ると認識しております。

一方、昨今の東京電力の電気料金値上げ問題に端を発して新電力への切りかえが加速し、電力需要が新電力の供給電力量を超えていることから、今年度の国や首都圏近郊自治体の電力調達入札において応札者がいないというような結果が報道されているところであります。このようなことから、東北地方においても現在のところほとんどの新電力は新たな電力需要には対応できない状況にあるのではないかと認識しているところであります。

また、災害時におきましては、特に避難所となる公共施設への電力復旧・供給は最優先に確保することが求められるところであり、先ほど申し上げました災害時の協力体制の課題もあることから、導入に当たっては、経済性の観点もありますが、総合的な判断が必要になるものと考えております。

新電力につきましては以上のような認識を持っているところでありますが、その導入につきましては今後、課題等を整理しつつ検討していきたいと考えているところであります。

私からは以上でございます。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

〔山口昇一企画調整部長登壇〕

○山口昇一企画調整部長 私からは指定管理者施設の導入状況についてお答えいたします。

指定管理者制度の趣旨については、御承知のとおり多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間等の能力を活用しながら住民サービスの向上に努めるとともに、経費の削減を図ることを目的にしており、指定管理者により管理をしている施設については施設管理全般を委任をして、管理に係る費用の削減については指定管理者の経営努力として考えられるものであります。

したがいまして、電力の自由化により電力会社以外の特定期規模電気事業者、いわゆる新電力

が電力の供給を現実に行っている状況のもと、指定管理者が経費削減を目指して新電力に切りかえることは経営努力の一環として認められるものであるというふうに認識をしております。本市においても指定管理者からこうした申し入れがあった場合については、原則これを認めていくこととしております。

また、現在、電力の自由化により新電力と契約できる施設は契約電力50キロワット以上であり、対象施設は限られているところであります。

本市の指定管理者が管理をする施設について、現在新電力と電力供給契約を締結している施設は7施設になっております。平成21年8月から西部野球場、市営プールの二つの施設、平成22年9月からはすこやかセンター、同年の10月から市営体育館と児童会館の二つの施設、平成23年の5月からはアクティー米沢と市民文化会館の二つの施設となっております。

指定管理者施設における新電力の導入については、条件に合致をした施設を管理している指定管理者の独自の取り組みによるところというふうに考えております。

私からは以上であります。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） 順番に、まず、間伐と長期伐の関係ですけれども、先ほどの答弁をいただきまして、今はほとんど間伐材の利用がなかなかうまくいなくて切り捨てるといふか、現場に積んでおくという状況だといふようなお話でしたけれども、長期伐になってきますと標準木、50年以上のものも間伐しなければならないというふうになっていくと思うんです。この場合の利活用についてはどのように考えておられますか。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 今議員がお述べになったことにつきましては、森林内の成熟した木を抜木することではありますが、森林の状態を大きく変

化させずに持続的な森林経営ができることから、そういった対応が必要ではないかなというふうに思っております。

また、そうした場合の標準木は用材または合板材としての利用について主体的に取り組んでいくべきかなというふうに思っております。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） そうすると、今の段階ですと搬出の部分で非常にちょっとコストがかかりますよというふうなお話だったと思います。今後、国の補助制度なども活用しながら、市有林内などを中心に、もちろん民地も検討しなければならないと思うんですけども、作業道といますか、林道の小さいようなものを計画的につくっていくというふうなことが必要だと思うんですけども、その点についてはいかがなものですか。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 本市の場合、林業の生産基盤となります林道の開設延長は約11万3,000メートルでございまして、林道密度は1ヘクタール3.5メートルとなっております。

また、県平均の1ヘクタール当たり6.2メートルに比べて大変低いというふうに思っております。林内路網の整備が立ちおけている。

それから、先ほど議員がお述べになったように、奥地に入りますと国有林と隣接しておりますので、急峻な地形が多いというふうなことがありますので、森林経営計画においては路網整備が重点課題というふうになっているところであります。

最初の答弁でもお答えしましたように、従来の切り捨て間伐から、平成24年度からは搬出間伐に切りかえまして可能な限り間伐材の利用促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） 努めていくというよう

な考えはわかりました。以前にも予算特別委員会などで希望者があれば間伐材、切り捨てておくよりは希望者の方に無償でもいいからお分けしたらとかいう提案もしたこともございますが、具体的に今後間伐をどんなふうを活用していくと、用材として全部使っていくのか、あるいはいろいろな形で間伐材を使う方法をいろいろ研究しながら開発していくのかというふうになってくると思うんですけども、この点についてはどのように考えておられますか。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 具体的な取り組みについてはまだまだ検討する余地があると思いますけれども、とにかく投げておかないで有効利用を図っていくということについては今後検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

○佐藤 兵議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） ぜひ、せっかく金もかけてきた資源でございますから、有効に活用されるような方向をぜひ早い段階で確立していただきたいなと思いますし、先ほどもちょっと壇上から答弁いただいたところ、滝ノ沢ですか、もう80年になる木もあると、そして長期伐ということで100年ぐらいまでを検討されると思うんですが、もう出さなければならぬのが近い材料もございますから、そこのところも含めて間伐材の有効活用をきちんと考えていっていただきたいなというふうに思います。

次に、木材自給率を高めるための対策ですが、一部公共施設を教えていただきましたけれども、県の発表によりますと、平成17年ですけれども、日本の木材需要量は約8,700万立方メートルですが、このうち木材自給率は約20%、そして、山形県でも大体半数だねと、半数が自給されているんじゃないかというような話ですけれども、これでは県はこれはまだもう少しもっともっと自給率を高めたいということで、

「山形県の公共建設物等における木材の利用促進に関する基本方針」というものを発しまして、県が整備する公共建設物の木材利用の目標として、低層、低い建物ですが、公共建設物、高さ13メートル以下、かつ軒高9メートル以下で延べ面積300平方メートル以下は原則として全て木造化を図ることとしています。

本市としては、この低層の公共建設物の建設の場合の取り組みについてはどのように考えておられますか。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 今議員お述べのとおり山形県の方針が示されましたので、本市におきましてはそれを受けまして今後の作業になるかと思っています。今後、庁内の合意をとりながら市の方針を定めまして、その低層公共建築物の対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤 兵議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） ぜひそう、米沢の木材が、そして特に市有林の木材がどんどん使われていけば非常にいいのかななんて、林業の活性化にもつながっていきますから、ぜひそのような方向で進めていただきたいと思います。

同じように、内装についても木質化を進めなさいよというふうに強く県は言っております。そして、公共土木工事用の資材、備品や消耗品への木材の利用を促進するほか、木質バイオマスを燃料とする暖房機等の導入に努めるなどもうたっています。

本市はこの点についてもどのように進めていく考えかちょっとお聞きをしたいと思います。

○佐藤 兵議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 本市でも山形県みどり環境交付金事業を活用しながら、平成19年度から各地区コミュニティセンターなどの施設におきまして、例えばホールの腰壁でありますとか、そういったところにおきまして地元産材を利用し

た木質化を実施しているというふうな状況であります。

備品や消耗品の利用についても、例えば農林課で応接セットを地産木材で購入した、あるいは消耗品の利用についても例えばネームプレートなども考えられるのではないかなというふうに思っておりますが、関係課へ導入できないか依頼をしているところであります。

それから、木質バイオマスを燃料とするペレットストーブの導入につきましても積極的に推進を図っているところでありまして、昨年度は8件の補助事業を活用し導入させていただいたという実績であります。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） ネームプレートはぜひ私もつけたいぐらいで、できれば杉よりは広葉樹のほうがネームプレートはいいのかなと思いますけれども、そんなこともいろいろ考えていただければなというふうに思います。

今後建築される、例えば第四中学校とか図書館とか、今、耐震化工事が進められている校舎などもございますけれども、こういうところの公共建築物についても今答弁があったような方向で進んでいく、進めていくという考えでこれよろしいでしょうか。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 教育施設での本市産木材の利用につきましては、まず第四中学校の建設につきましては現在基本設計を行っているところであり、本市産木材の使用については木のぬくもりや安らぎが感じられるなど、上郷小学校で使用してまいりまして、壁や腰板などの内装への利用について今後の実施設計の中で検討してまいりたいと思います。

そのほか新文化複合施設につきましても、設計業務が一時中断しておりますが、実施設計の中で方向性を詰めてまいりたいと思います。

また、現在耐震工事中の三沢西部小学校の昇

降口等の2階建ての新造改築の棟では、廊下の腰板などの内装で本市産木材の利用をして工事を進めているところです。

さらに、このような状況から本市産木材の使用は、教育委員会としても地元林業を初めとした地域活性化の観点や優しい学習環境の整備のために必要と考えているところでございます。

以上です。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） 通告しておりません、丁寧な答弁ありがとうございます。

具体的には、できるだけ使っていくという方向だというふうに今ちょっとお聞きをしましたけれども、具体的にその目標数値みたいなものは持ってございますか。例えば県としては50%以上使っていきたいよというようなことをうたっておりますけれども、米沢市の教育委員会としてもできるだけということではなくて、最低限業者さんにこのぐらい使ってほしいよとかという申し出をできればしていただきたいというふうに思いますけれども、その点についての考えはいかがなものでしょうか。

○佐藤 晃議長 神田教育管理部長。

○神田 仁教育管理部長 建物の規模等、さまざまございますので、その辺につきましては設計の段階でさまざまな関係機関と調整しながら高めていきたいと考えております。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） よろしくお願ひします。

さて、この項目の結論的な質問に入ります。先日、悪臭問題特別委員会で栃木県の茂木町というところに視察に行つてまいりました。悪臭問題特別委員会ですから脱臭装置の視察に行ったわけですが、町のほうでどうしてもこれだけは見てほしいと町長さんと副町長さんが来て「どうしてもここを見てほしい」と、「せっかく来たんだから見てみて」と。道の駅に行つていろいろなものを買っていくだけでな



くて、どうしても見ていけというのは中学校でした。茂木町産の木材を全面的に使った中学校を、だからぜひ見ていってほしいということで、私たちも行って、「では、せっかくそこまで言ってくれたのだから、ではやはり行ってみないとね」ということで時間をちょっと調整してもらって、無理無理その視察をさせていただきました。

それ威張って「見ていけ、見ていけ」と言うぐらいのやはり建物でしたから、木の香りはするは、なかなか立派な木、すごい丸太を使って立派な校舎でございました。木造で。全部木造でつくった。

そして、子供たちもオープンフロアなどについて学習しているわけですが、その学習の机なども全部茂木産の木材でつくったものでございました。

非常に「茂木に来たらここを見ていってくれ」ということで道の駅と学校と宣伝を積極的にしているわけです。これはやはり「おお、これは非常に宣伝効果抜群だな」と。「中学校をつくったからぜひ見ていけよ」という話をしてもらって、これはやはり宣伝効果は抜群だというふうに非常に感じてきたところでございました。

伐期に入った市有林がかなり出てくるということを考えると、米沢市もやったらいいんじゃないかなとかなり感じるわけです。少し米沢に来た人たちにぜひここを見ていってもらいたいと。茂木町みたく安部市長が直接行って説明しろとは言いませんけれども、こういう立派なものをつくって、モデルになるような建物をつくって、来た人にぜひ見てもらいたいということを市有林を使ってつくっていくと、これが非常に一番効果的なことなんじゃないかなというふうに感じたんですけれども、どんなものでしょう。計画的に少し計画してみて、研究して計画するという方向で考えてみてもらったらどうだろうな

と思うんですが、いかがですか。

○佐藤 晃議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 議員お述べのように、これから使う林業のほうに大分加速されるなというふうな感じで受け取ったところではありますが、今お聞きしましたように市有林から産出される木材が主要資材として建築される建築物であれば本市の木材のPRにも本当になりますし、林業振興につながるなというふうに思ったところでもあります。

今後、関係課と調整しながらそういったところを研究し、計画を立ててみたいなというふうに思っております。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） 大きなことですから、これはぜひ市長に今の同じこととお答えいただきたいと思うんですけれども、今すぐするとかしないとかという話には当然ならないと思います。長期計画を含めてやらなければならないというふうなことから。

ただ、市長どうですか、これを計画的に進めてみるということをちょっと研究していただいて、部長からもそういうお答えでしたけれども、ぜひ米沢でやってみたいとかというような答弁は出てきませんか。いかがなものでか。

○佐藤 晃議長 安部市長。

○安部三十郎市長 いきなり結論を出せと言っても考えが伝わりませんので、少し考えが伝わるように結論の前の部分から話を若干させていただきたいと思います。

実は昨年竣工しました上郷小学校、建設の折まるきりの木造校舎はどうだろうかというふうに思いました。なぜかと申しますと、数年前だと思いますが、テレビのニュースで山形県三川町の東の郷と書いて東郷小学校の完全木造校舎というものがニュースで話題になっておりましたので見に行きました。

そうしますと、地元産の木材で内装だけでな

くて外観もまるきり木造で、しかも御質問にあったようなやはり大きな柱がどんと立っていて、しかも随所に大工さんの伝統的な手法が活用されていて、在来工法のもうすばらしい技術というものも随所に見られるというものでありました。

ですから、こういう学校はどうだろうかというふうに地元に投げかけをいたしました。そこで、上郷地区のPTAから期成同盟会から、さまざまな団体の方々をお連れして教育委員会のほうでその三川町の東郷小学校と、あともう一つ、庄内町のコンクリート建築の新しい学校と二つ見ていただいてアンケートをとって、そうしたらほとんどの方がコンクリートの方がいいという、そういう結果が出ましたので、これは無理に木造にすべきではないというふうに考えました。

しかし、そこからですが、そういう市民の方々の意識というものがありますので、結論としては木造を進めていかななくてはいけないというふうに思っています。進めていくためにはまず行政だけが、市長だけが、あるいは我妻議員だけがということではなくて、要するに市民の方々がみんなが「これいいなあ」というふうに思って木造にしてもらいたいと、木造ができてよかったという、そういう意識づくりも必要だというふうに思っています。

ですから、そういう市民の方の木造に対する意識づくりをきちんとしていく、そして、木造の公共建築物を建てるというやり方が一つ。

あとは市の考えだけで建てられる木造建築物というものもあると思います。学校、地元の御意見を尊重してということではなくて考えられるものもある。そうすると、そういうものをまず建ててみて、それで市民の方が「ああ、こういうのいいなあ」というふうに思って木造がいいというふうになる流れもあると思います。

ですから、そういう市民の意識を高めて木造

を建てる、あと思い切って木造を建ててみて市民の意識を高めるという、この両方をやっていたかなくてはならないというふうに思っています。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員） 実は、東郷小学校ですか、私も行ってきました。田沢の皆さんと見て来まして、曲がり柱ですか。ぐっと杉の曲がったところを有効的に使ってする工法だったというふうに記憶をしています。田沢の皆さんというか、何名かの人と行ったときは非常にいい校舎だと、ぜひ田沢の小学校と公民館を合築して建てたいものだなという話が出たというような記憶をしています。

余談になりましたが、そんなことがあって、市長の考えもわかりましたんで、ぜひ進めていただければなというふうに思います。

PPSのほうに入ります。PPSと最近言われて、大臣がそういうふうな話になってわかりやすくしゃべるように新電力というふうになったんでしたね。大変申しわけございません。

今いろいろ話を伺いまして、多分可能性を少し探っていきたいと思うんですが、庁舎周辺だけでも建物ごとに電気料金を多分支払うシステムだというふうに思うんですが、例えば水道部は水道部、体育館は体育館、庁舎は庁舎みたいなシステムになっていると思うんですけれども、例えばこの会計処理、教育委員会は教育委員会ですか。会計処理の違うものを例えば契約段階で一括して会計処理上一括して契約するような、そういったスタイルに電気料金をするということは会計処理上可能でしょうか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 まとめて一契約で可能かという話だと思いますが、会計処理上は目的別の予算執行ということでそれが原則になりますので、それぞれの施設ごとの明細書が必要だということで、契約も別々になると考えております。

○佐藤 晃議長 我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員）　すると、会計処理上はなかなか難しいねというようなことだったと思うんですけども、新電力を購入する場合だと、今までは先進事例を調べていきますとやはり入札をするわけですね。電力会社何社と、既存の電力会社と新しい新電力の会社で入札をして、その場合、入札をする場合契約を大きくした方が楽に入札もできると、入札ということから考えていってみると、先進事例などを見ると新電力だと一括的にやれるような場所もあるようなふうに書かれていますけれども、そういったメリットで電力を安く購入する方法もあるということのようです。その点についてはどのように考えますか。

○佐藤 晃議長　須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長　大変申しわけありません。新電力のほうではちょっと聞いておりませんので、東北電力の現在の市との関係から申し上げますと、東北電力との関係でいけば二つ三つ施設をまとめても料金としては変わらないというふうに。

理由は、電気料金は基本的には基本料金と使用料になっていますが、基本料金の計算方法そのものも契約電力量に掛けておりますので、一つ一つのものを足すのと変わらないので、あとは使用料の違いというふうになってくるということで、入札をまとめてしたから安くなるということでは東北電力ではなかった。

ただ、新電力についてはまだ問い合わせしておりませんので、そこは御了承いただきたいと思います。

○佐藤 晃議長　我妻徳雄議員。

○4番（我妻徳雄議員）　わかりました。

新電力とのやはり交渉のようなんです。いろいろな電力会社さんとの。既存の電力会社も含めて、新電力とも交渉をしていかに安くしていく、そして入札などに応じてもらうかというようなことをずっとやっているようです。

ただ、先ほど部長の答弁があったように、東電などがかなり値上げをするというようなことで、新電力の関係についてはかなり値上がりしてきて本末転倒のような状況になってきているのも確かなようです。

ですから、私は壇上でも申し上げましたけれども、電力の需要化が一層これから進んでくるようです。流れ的に。いろいろな流れの中でこの当時のPPSが導入されたときいち早く手を挙げたところはかなり、壇上で申し上げたように経費節減効果が出たというのは確かなようです。これは間違いなくかなり出してきて。

ですから、そのアンテナをやはり強くこれからも高く持ちながら、この電力などについても関心を持っていく必要が何よりもあるかというふうに思っているんです。これから風力など、太陽光などがどんどん入ってきたときに、いかに安い電力を購入するかということも我々の大事なことになってくるというふうに思います。そういったことを少し十分アンテナを高く延ばしていただきながら勉強していただいて研究していただければなということを御要望申し上げて、私の質問を終わります。

○佐藤 晃議長　以上で4番我妻徳雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

午後　1時58分　休　憩

~~~~~

午後　2時10分　開　議

○佐藤 晃議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進みます。

一つ、山形県「ごみゼロやまがた推進プラン」における本市の取り組みについて、外2点、

12番堤郁雄議員。

〔12番堤 郁雄議員登壇〕（拍手）

○12番（堤 郁雄議員） 自民クラブの堤郁雄です。本日もたくさんの市民の方に傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。

昨年の4月の選挙で市議会議員として市政の壇上に送っていただいてから丸1年がたちました。1年たってようやく議会にもなれてまいりましたが、市議会議員として市民の負託に応えられるよう、ますます精進してまいります。

議会にはなれても1年前の新鮮な気持ちを失わないよう肝に銘じながら、今後の活動を行っていきたいと思います。

早速ですが、私からは以下の3点について質問いたします。

一つには、山形県が行っている「ごみゼロやまがた推進プラン」における本市の取り組みについて。二つ目は、産業育成と雇用創出対策について。三つ目は、空き家対策としての条例の制定について。以上、大きく3点についてお伺いします。

まず、ごみゼロやまがた推進プランについてですが、これは山形県が行っている山形県循環型社会形成推進計画のことです。

現在の社会は地球温暖化の問題や石油や天然ガスなどの有限な資源の枯渇問題、また廃棄物によるごみの増加と処分場の問題など、地球環境や社会環境に大きな負荷、負担をかけているという現実があります。

ならば負荷を減らせばいいと思いますが、そう単純にはいきません。負荷を減らすということは消費を減らすということです。我々は消費をせずに生きてはいけません。太陽の光を浴びて光合成をして生きていけるというような体質であれば大分消費も減らせるんですが、現実的には人間は生きていくために肉や魚や野菜など、さまざまなものを食べます。季節ごとの衣料品や身の回りのものなど、さまざまなものを

を消費しております。

それらの商品はプラスチックのトレーやラップやビニールなどの石油資源を原材料としたものに包まれています。最近は過剰包装は少なくなっているのかもしれませんが、資源ごみの分別収集なども最近は行われています。

エコバッグの推進やスーパーマーケットなどにはトレーの回収ボックスを置くところなど多いですし、資源回収日のペットボトル、空き缶、プラスチックなどの回収などでも大分減量対策が進んでいるのかと思いますが、それでも燃えるごみとして出さざるを得ない部分があります。

ごみゼロやまがた推進プランでは、これらのごみを廃棄処分すべきものという視点から資源として活用する、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進し、循環型産業を発展させ、天然資源の利用の最小化、再生資源の利用の最大化、環境負荷の最小化、そして廃棄物全体の排出量の最小化を図り、将来的には最終処分量ゼロを目指すという計画です。

そこでお聞きしますが、ごみゼロやまがた推進プランでは年度ごとの数値目標を設定して推進を図っているわけですが、本市においてはごみの量を減らすためにどのようなことを行っているのでしょうか。数値目標などはあるのでしょうか。本市のごみの排出量はどのくらいでしょうか。全体では、また一人1日当たりでは。ごみの量はふえているのでしょうか、減っているのでしょうか、その推移はどうでしょう。リサイクル率などもわかれば教えていただきたいと思います。

長井市では以前からレインボープランという生ごみを堆肥化して再資源化することによってごみを減らす施策が行われてきていますが、本市においては生ごみを分別して再資源化することは考えていないのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

さて、次に移りますが、産業育成と雇用創出についてお伺いします。

現在の日本はデフレによる不況の真ただ中にあります。ことしの4月の総務省の統計によると、完全失業者数315万人、完全失業率も4.6%になっています。山形県内でも大手半導体企業が業績の悪化から工場の閉鎖や売却、それに伴う1万人規模の従業員の削減を発表したのは記憶に新しいところです。

不況は不況でもデフレによる不況だと言われてから何年もたちますが、政府はいまだに有効な対策を打てずにいます。日銀による国債買い取りや金融緩和政策はデフレ対策として有効だと思いますが、少し景気が持ち直したかなと思うとすぐに金融引き締めにかかる日銀の動きはむしろ不況脱出の足かせとなっていますし、その日銀に何も言えない政府の失政だと言って過言ではありません。

景気がよくならなければ税収も上がりませんし、国債の発行額を減らすなどできるわけがありません。

日本は現在でも国内においては十分な生産力と技術を持っています。むしろ供給力があり過ぎて、少し需要があるとすぐその穴を埋めてしまうために、継続的な景気回復に結びついていないのです。

年金や介護の問題による将来への不安と先の見えない不景気と雇用不安、また、ここで消費税の値上げなどあれば、人々の財布のひもはますますかたくなり、消費に結びついていきません。お金が回らなければいつまでたってもデフレから脱却できません。当然民間企業も売れるかどうかわからないのに設備投資するわけがないので、民間による需要増というものは期待できません。

昨年の中日本大震災による特需によって一部需要が増し、それによるGDPの増加はあるかもしれませんが、日本全体の景気に結びついて

いるわけではありません。

足りないのは需要なわけですから、特に内需、これをつくり出さなくてはなりません。民間企業ができないのであれば、国や自治体による需要づくり、すなわち公共事業しかありません。

幸いなことにと言っているのかどうかですが、山形県内、特に置賜地域、米沢などはインフラ整備がまだまだですし、公共投資を必要としている部分はたくさんあります。公共事業は要らないとか箱物は要らないとか、コンクリートから人へなどと言う人もいますが、そういうことは高速道路も公共施設も十分にある大都会だけの話にしてもらいたいものです。少なくとも米沢においてはコンクリートも人も必要であるというのが正解だと思います。

もちろん無尽蔵に公共事業をふやせというわけではありません。景気が上向いて民間企業が設備投資をする段階になれば公共事業を減らし、むしろ民間活力を利用すべきなのは言うまでもありません。

さて、翻って本市においては何ができるかということになります。国の雇用基金や緊急雇用創出事業によってある程度の雇用が生まれているのは事実ですが、その多くが臨時的な雇用であり、常用雇用に結びついていません。常用雇用をふやすためには産業の育成対策が必要ではないかと考えます。本市としてどのようにお考えかお答えください。

本市の場合、76%を占める森林面積から、森林資源を初めとした再生可能エネルギーの創出を目的とした産業の育成ができるのではないのでしょうか。

材木としての利用については先ほど我妻議員の質問にもありましたので、私からはエネルギーの生産という部分についての質問にいたしますが、山形県が制定した県エネルギー戦略でも、「環境先進地“置賜”形成事業」において液化天然ガスと木質バイオマスの導入が検討されて

います。

液化天然ガスは輸入品ですが、木質バイオマスは100%地元の生産が可能です。これは県の補助なども利用しながら、すぐにでも事業化が可能なのではないかと思います、当局の見解はいかがでしょうか。

ガソリンなどの燃料はもちろんですが、プラスチックなど石油資源を原材料とする消費社会が続くのは間違いないですし、中東での政情不安から石油価格の高騰あるいは円安などがあれば、国内でのエネルギー生産は十分に採算がとれるものと思われます。さらに、外国に頼らないで済むということは、国の主権の維持と独立性が高まります。

また、森林資源だけではなく、休耕地での菜種油などの生産や減反している田んぼでのバイオエタノール生産のために稲の生産など、単純な農林業としてではなく、エネルギー生産という切り口からこれらを組み合わせた農村地帯における新しいビジネスモデルができるのではないかと思います。

林業や農業は就労する人が減って担い手不足にあえいでいますが、森林の荒廃を防いだり農業後継者をふやすためにも、本市としても何らかの政策的方策を考えるべきであるし、産業育成と雇用対策に資するべきであると考えます。

さらには、小水力発電や地熱発電、小型風力発電まで加えるとエネルギー生産の裾野が広がるだけでなく、そこでの起業、会社を起こすという意味の起業ですが、起業や雇用の創出ということに結びついてくるとは考えられますが、当局の見解はいかがでしょうか。

最後になりますが、三つ目として空き家対策についてです。

今冬の大雪の影響で潰れた空き家などがあったために、その対策、対応が大きくクローズアップされています。屋根に穴があいたり半壊状態の家があっても、個人所有のものについては

行政としては持ち主に管理を依頼する程度しかできないのが現状です。

しかし、衛生上、防犯上、防火上も問題になっています。そこで、行政代執行によって解体撤去できるための条例が必要だと考えます。3月議会において当局も条例制定の必要性とそのため検討を行っていくとのお答えでしたが、条例制定はいつごろをめどに検討しているのかお聞かせください。

以上、3点についてよろしく願いいたします。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの堤郁雄議員の御質問にお答えをいたします。

私からは産業育成と雇用創出対策についてお答えをいたします。

初めに、現在市が取り組んでおります産業支援や雇用創出の一例を紹介させていただきます。

昨年まで地域内企業活性化のための組織である「元気米沢プロジェクト」や東北地域の新たな産業界の動きを見据えた「自動車関連産業等地域活性化戦略協議会」などを行ってまいりましたが、このたびこれを発展的に統合し、「新産業創出推進協議会」として産学官挙げて新たな組織を今月中に立ち上げる予定であります。これまでの活動成果に加えて、新たに有機ELや環境、エネルギー分野などの成長産業分野を加えた効率的な事業を展開していくこととしております。この協議会の活動により本市の次世代を担う新産業の創出支援を図り、ひいては雇用の創出にもつながることから、その取り組みや地域内の企業連携などを総合的に支援してまいりたいと考えております。

さらに、厚生労働省からの委託事業であります「雇用創造推進事業」、いわゆるパッケージ事業ですが、ことしで2年目を迎えました。就職に結びつけるための人材育成のセミナー

一などを多岐にわたって開催することで雇用を生み出し、産業の活性化につなげるために、米沢市や商工会議所を初め関係機関・団体の協力を得て実施しております。1年目の平成23年度の雇用創出目標数が、計画では48人でありましたが、80人を達成し、着実にその成果を上げているものと思っております。

続いて、間伐材を利用した取り組みであります。山形県では間伐材を利用した木質バイオマスエネルギーを活用するために、現在補助事業を創設してペレットストーブの設置に関する支援を行っており、この制度によって本市においても平成23年度は7基が導入されたところがあります。

現状ではまだペレットストーブの普及率が低く、燃料となるペレットの製造工場は県内には庄内と寒河江市、そして飯豊町の3カ所しかありません。また、ペレットの原料も米沢産の木から生産されたものではございません。しかしながら、先ほどの我妻議員の御質問でもお答えしましたように「育てる林業から使う林業」へと政策転換が図られたことでもあり、今後は山形県みどり環境交付金事業を活用した間伐材のペレット化などを推進し、木質バイオマスの積極的な利用に努めたいと考えております。

続いて、耕作放棄地を活用した菜の花栽培によるバイオディーゼル燃料の利用促進等についてであります。耕作放棄地を活用した菜の花栽培によるバイオディーゼル燃料の生産についてはこれまでの実績や課題などを調べてみますと、バイオディーゼル燃料が劣化しやすいことによる車両トラブルを発生するおそれが多々あり、公用車等への採用事例は見受けられますが、民間車両や農耕車両への利用が進んでいないという実態であります。

また、菜の花を栽培する上での連作障害などへの対応や菜種油の販路の確保などの課題がありますので、先進事例を調査しながら研究をし

てまいりたいと考えております。

こうした課題のほか、エネルギー源として供給するために必要なインフラ整備というものがあるわけですが、これには多額の投資が必要であり、一自治体で取り組むには課題が多く、また、民間業者の参入が必須条件であるとも考えられております。

このほか、各地でバイオマスエネルギーを活用する動きが始まっておりますが、まだ一部のものであり、国のエネルギーに関する税制の整備や木材搬出コストなどの問題点の解決が図られると同時に、バイオマスエネルギー活用技術の向上も図っていくことが大切であると考えております。

再生可能エネルギーの現状は、国の助成や固定価格買取制度などの仕組みに頼るところが大きく、実際には国の支援なくしてこの分野での雇用創出は困難であると考えられますが、本市としましては積極的に情報収集を行い、国や県、産業界、さらには大学と連携しながら本市のエネルギー環境を見据えて産業育成と雇用の創出につながっていくように研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○佐藤 晃議長 赤木市民環境部長。

〔赤木義信市民環境部長登壇〕

○赤木義信市民環境部長 私からは山形県「ごみゼロやまがた推進プラン」における本市の取り組みについてお答えします。

初めに、ごみゼロやまがた推進プランと本市の廃棄物に係る計画の関係について申し上げます。

本市では、一般廃棄物の排出抑制、減量化及び資源化を積極的に推進するため、長期的視野に立ち山形県循環型社会形成推進計画「ごみゼロやまがた推進プラン」と整合性を図りながら、平成27年度までの一般廃棄物処理計画を米沢市ごみ処理基本計画として策定しております。

具体的には、この基本計画に基づき各年度ごとに実施計画を定め、ごみの排出の抑制、減量化、再生利用の推進などを進めております。

次に、本市から排出される一般廃棄物のうち事業系を除く生活一般廃棄物、すなわち家庭から排出されるごみ全体の排出量の過去の3年間の状況について申し上げます。

まず、平成21年度については、排出量が1万4,772トン、前年度と比較しますと量で203トン、割合で約1.4%の減。平成22年度は排出量が1万4,264トン、前年度と比較しますと量で508トン、割合で約3.4%の減。平成23年度は排出量が1万5,208トン、前年度と比較しますと量で944トン、割合で約6.6%の増となりました。

また、一人1日当たりのごみ排出量で見えますと、平成21年度は459グラムで、前年度と比較しますと量で5グラム、割合で約1.1%の減。平成22年度は447グラムで、前年度と比較しますと量で12グラム、割合で約2.6%の減。平成23年度は479グラムで、前年度と比較しますと量で32グラム、割合で約7.2%の増となっています。

また、平成18年度から平成20年度までの推移を総量で見えますと、平成18年度1万6,014トン、平成19年度1万5,607トン、平成20年度1万4,975トンとなっており、家庭から排出されるごみは平成22年度まで毎年減少しておりました。

ただし、直近の平成23年度は増加に転じており、その要因といたしましては平成23年3月11日に起こりました東日本大震災により本市へ避難された方が約1,200世帯、約3,800人おられ、その御家庭から出されたごみが排出量増加に少なからず影響しているものと推測しております。

また、ごみの減量の数値目標につきましては、米沢市ごみ処理基本計画における一人1日当たりの可燃ごみ排出量の目標値を、中期目標年度の平成22年度で455.5グラム、最終目標年度の平成27年度で433.6グラムとし、平成19年度から平成22年度まで「廃棄物の1割削減運動」を掲げ

て「広報よねざわ」で周知を図ってきました。

その結果、ただいま申し上げましたとおり平成22年度の結果が447グラムでありますことから、中期目標は達成しておりますが、今後も引き続き減量し、平成27年度における最終目標をも達成するには、数値だけではなく分別減量の方法も市民の皆様にご理解いただく必要があると考えたところです。

このため、現在は分別減量の具体的な例を「広報よねざわ」、「出前講座」などで紹介し、周知を図っているところであり、今後ごみの減量化や分別などに関し各地域の衛生組合の学習会や広報誌などへ掲載し、啓発活動をしていきたいと考えております。

次に、廃棄物のリサイクル状況についてお答えいたします。

分別資源物とペットボトル及びプラスチック製容器包装の資源ごみ量の総量と家庭から排出されるごみとの比をリサイクル率として平成21年度から平成23年度までの数値を申し上げますと、平成21年度は資源ごみ量3,687トン、リサイクル率約21%となっております。平成22年度は資源ごみ量3,419トン、リサイクル率約20%です。平成23年度は資源ごみ量3,722トン、リサイクル率約21%となっており、リサイクル率の比較では伸び悩んでいる状況と言えます。

このため、今後の方針といたしましては、リサイクル可能なペットボトル、プラスチック製容器包装製品、古紙類及び缶などの繰り返し使うことができない製品を原料とするリサイクル率の向上を従来どおりPRしながら、生活様式の変化による使い捨てを見直し、廃棄物を出さない社会づくりへ転換することに主眼を置いて、ごみの減量化と資源化の啓発活動を行っていききたいと考えております。

次に、生ごみの再資源化についてお答えいたします。

御承知のとおり、本市を含めた置賜8市町の

家庭から排出された廃棄物は、置賜広域行政事務組合で広域処理を行っております。具体的には、燃やせるごみは置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンターで焼却しますが、焼却するごみの組成分析結果によりますと紙、布、木類は約55%、ビニール類が約24%、不燃物その他が14%、厨芥類、いわゆる生ごみは約7%となっております。

御提案では生ごみを分別し再資源化してはどうかとのことでありますが、ただいま申し上げましたように現在千代田クリーンセンターでは生ごみを含む可燃ごみを焼却し、発生した余熱や蒸気タービン発電機でつくった電気は施設内やリサイクルプラザ、隣接する「湯るっと」で全量使用し、さらに余剰電力は東北電力に売電するなど有効利用しております。

このように廃棄物の処理過程で熱エネルギーとして取り出し有効に利用するシステムが確立していることから、市単独での生ごみ再資源化は現在考えていない状況であります。市民の再生可能エネルギーへの関心が高まっており、今後時代の要請として生ごみをバイオマスエネルギーへ利活用すべきなどとの声が強まることも予想されますことから、本市といたしましては状況を判断しながら置賜広域行政事務組合として検討するよう要請していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

〔唐澤一義建設部長登壇〕

○唐澤一義建設部長 私からは3番目の「空き家対策としての条例を制定する考えは」についてお答えいたします。

空き家は個人の財産であり、その管理は空き家の所有者等が行わなければならないことになっております。また、空き家の放置による事故等の発生により他人に損害を与えた場合には、空き家の所有者等が責任を負うことになってお

ります。

しかし、所有者等の特別な事情、相続放棄や経済的事情、責任感の欠如などから適切な管理が行われていない場合、市が空き家問題、安全、環境、景観や防犯、衛生などの問題の解決に関与するケースが生じてきており、市の関与の度合いが年々高まってきているところであります。

管理がなされていない空き家に関する現状であります。平成23年度において管理がなされていない空き家等に関する通報件数は75件でありました。データを取り始めた平成12年度から平成22年度までの11年間にあった総通報件数の51件と比べ際立って多い件数となりました。また、今年度に入り既に11件の通報があったところであります。

これは今冬が大雪であったことが要因と考えておりますが、管理がなされていない空き家等の実態把握とそれらにいかに対応していくかの検討が急務であるとの認識をしているところであります。

お尋ねの「空き家対策としての条例を制定する考えは」についてであります。管理をされていない空き家はその建物そのものの危険性だけにとどまらず、安全、環境、景観、防犯、衛生など多岐にわたる問題を含んでおり、それらを解決するためには関係各課の連携による対応が必要であると考えており、庁内に空き家対策のためのプロジェクトチームを早々に立ち上げ、その中で先進都市の対応状況等も含め調査、研究しながら、条例制定に向け検討してまいりたいと考えております。

なお、昨年度、山形県で発足した空き家対策検討会において本年10月をめどに対応指針が示されるとお聞きしておりますので、それらも参考にしてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○佐藤 晃議長 堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） 丁寧な御答弁ありが

とうございます。

まず、ではごみのことについてですが、全体としては減量傾向にあると。ちょっとイレギュラーな部分で昨年度はちょっとふえているというようなことかと思えますけれども、部長のお話の中にもありましたが、昨今そういった環境問題であるとかごみ問題についての意識というのは、市民の意識の高まりというものはありません。

ですので、私も単にごみを捨てるという、今燃やしているわけですが、ただ燃やすというだけではなくて何かもっと利用できないのかなというふうにちょっと考えてこういう質問をさせていただいたわけですが、今生ごみの部分だけで7%ぐらいあるというお話でしたけれども、なかなか減らすといっても劇的に減っていく有効な策というのはなかなかないと思うんです。

その中で、生ごみだけを分別すればそれだけで7%のごみを減らせるわけですから、これは効果的ではないかと私は思います。ごみの減量という部分においては。

ただ、ごみを今燃やして熱エネルギーにして売電しているという現実があるわけですが、さっきバイオマスのお話も出しましたが、市のまちづくり総合計画の中でも生ごみのリサイクルということは推進していきたいというふうにうたわれていますので、ぜひ計画をつくっていただいて、リサイクルするような方策を考えていただけないかと思うんですが。計画をです。いつからとかどういうふうにするというのはまだちょっと決まらないと思うので、リサイクルの方向での計画をつくっていただけないかどうか御答弁をお願いします。

○佐藤 晃議長 赤木市民環境部長。

○赤木義信市民環境部長 生ごみにつきましては、先ほどは千代田クリーンセンターに運ばれた場合の焼却というふうなことでお答えさせていた

できました。

各家庭から出ます生ごみにつきましては、畑の土等へ肥料に戻すために本市では生ごみ処理容器ということで、いわゆるコンポスト容器購入費ということで補助をしております。

このような制度を生かしながら生ごみを有効利用しましてリサイクルを推進していきたいというふうに考えておりまして、環境サイドからすればこのコンポスト容器でのリサイクルということを推進していきたいと考えております。

全体的なところにつきましては、計画については今後の検討といいますか、研究させていただければと思います。

○佐藤 晃議長 堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） では、ごみはコンポスト等も利用して減量させていくというお答えだと思いますが、それでは、産業の部分ですが、先ほど市長からも丁寧な御説明ありまして、新産業創出の支援ということで新しくやっていくんだというようなお話でした。

それで、メインの部分が有機ELではないかと思うんですが、有機ELは一部実用化されているところもあると思いますけれども、まだ産業としての実用度というか、まだ未定というか、わからない部分もありますし、まだ実際の雇用とかには結びついていないわけです。将来的には結びついていく可能性は当然あるんですが、それだけではなくて、もっとほかのところにも目を向けていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

主に私が質問したいところは、やはりエネルギー創出という分野での産業育成ということでお話ししたいんですが、例えばバイオマス、実際もう使っているところもあるわけです。下水処理の分野においては、浄水管理センターでは発生しているメタンガスを施設内で利用してやっていますね。

今、生ごみの話もしていたんですが、

その生ごみもバイオマス等で処理すると相当量のメタンガスが発生するのではないかというふうに思っています。メタンガスにした場合には水素と分離して燃料電池というような使い道もあるわけです。そうすると汎用性が出てきますので、家庭でも利用できますし自動車にも利用できるという汎用性が出てくると。利用範囲がかなり広がるということが挙げられるわけです。

そうすると、それを産業化していくということは利用の裾野が広がるわけですから、産業としての魅力があるのではないかというふうに思っています。

山形県のエネルギー戦略の中で天然ガスというものを利用するモデル地区として八幡原工業団地が指定されているわけですから、そこを中心にしてコジェネレーションシステムによる発電事業ということであれば実現可能ではないかなというふうに思っています。

本市の場合、まだ話が来たばかりだと思うので、それに対する補助金等、まだお考えではないかもしれませんが、もしお考えであればそういう予定があるかどうかちょっとお聞きできますか。

○佐藤 禰議長 小川産業部長。

○小川正昭産業部長 今、最後のほうに八幡原へガスを引くというふうな計画がなされているというふうなお話でしたが、一度想定、企業が計画を練りまして、その実現に向けて会社を起こしまして検討したところでありますが、それがなかなかやはり採算性の問題あるいは投資額の問題等で実現に至らなかったというふうな経過がございます。

また、最近は再生可能エネルギーについて非常に脚光を浴びてまいっておりますので、それにつきましても、先ほど市長が答弁しましたように非常に初期投資がかかるとか民間参入が必要不可欠だというふうなこともありますので、県の戦略などもありますことから、そういった

補助メニューが出されましたら積極的に活用に向けて研究していきたいというふうに思います。

○佐藤 禰議長 堤郁雄議員。

○12番（堤 郁雄議員） 採算性の問題というのはもちろん出てくると思いますので、そこでやはり市を挙げて補助というような体制ができないかということで御質問いたしました。目先の、今発電というふうに言ってしまうと一つだけになってしまうわけですが、今申し上げたような燃料電池等への派生というか、広がりということを考えると、初め八幡原工業団地で天然ガスによる燃料電池の普及ということをやまず進めるわけです。そして、それからそれと同時にバイオマスによって資源としてのメタンガス製造をしていく、そして、行く行くはそのバイオマスでつくったガスから水素を分離して燃料電池等に、つまり家庭に広く普及してからの話になりますけれども、そういう長期的な目線で見えていけば、そのスタートとしてこの八幡原工業団地での天然ガス利用というのもすごくいいんじゃないかなというふうに思っています。

そうなるためには市内全戸でそれを利用できるような普及ということになりますけれども、なかなかそこまで行くには経済的にも時間的にもかかると思いますけれども、もしそれが可能であれば災害時の停電のときなども大丈夫なような、そういう災害に強いまちづくりというところにもつながってまいりますし、そう考えると環境にも優しいし、一石二鳥、三鳥、四鳥できるような、そういうふうなことになるのではないかなというふうに思っていますので、ぜひその辺まで考えに入れていただいて予算措置等を含めて前向きに検討していただければいいのかなというふうに思います。

それから、先ほどバイオディーゼル燃料が車のエンジンに悪い影響を与えるというようなお話でしたけれども、確かに一部ゴム等は腐食させるというふうなことがありますので、普通の

ディーゼル車にそのまま使うというのはうまくないという部分は確かにあります。ですから、ゴムとかパッキン等はそれに耐え得るようなものにかえさえすればバイオディーゼル燃料も十分普通に使えますし、あと、もっと言うと普通のサラダ油ありますよね。植物油ですよね。それでもディーゼル車というのは動くんです。それをただ入れただけでも。普通に、改造とか何もなくても動かすことができます。

ただ、冬場、気温が低くなると燃料の粘度の問題で使えなくなるということがあるので、ヒーター等を巻くとか別にタンクを用意しなければならないとか、そういう改造が必要な部分があるわけです。

ですから、もしそういうところを改造費であるとか、そういった部分で補助等を出していただけるのであれば、普通の車をちょっと改造した程度でも普通の再生可能エネルギーが使用できるという。車だったら非常に使用頻度が高いので、そういうものに対する補助等もしていただきたいと思いますけれども、現在持っている補助等ではそういうものに対する補助というのはないですよね。ぜひそこも検討していただいて、再生可能エネルギーの普及というものを進めていただいて、それが産業化、そして雇用に結びつくというような方向でやっていただければありがたいと思います。

最後になりますけれども、空き家対策についてなんですが、山形県内でも空き家対策についての条例をつくっているところもあります。日本全国だと結構もう既につくっているところがありまして、さっき解体というような話もしましたが、そういうことを実際にやっているところもあります。

やはり、個人の持ち物ですから、建築基準法等もありますが、建築基準法で壊すとなると相当の外形的に見て危ないとか、そういうものがないければちょっと無理だろうという御見解だっ

たと思いますけれども、そう考えるとやはり条例の制定というのは必要だと思います。

それで、次の冬が来て、大雪になるかどうかわかりませんが、やはり雪のシーズンになってくると必ずその話題が出てくるのではないかと思います。

10月に県のほうで指針を出すというようなことでしたので、そちらのほうも見ていただきながら、なるべく年内とか年度内にはプロジェクトチームを立ち上げていただいて、ぜひ条例制定の方向で考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 唐澤建設部長。

○唐澤一義建設部長 何がしかの法的な、条例も含めての法的な整備というものが必要だというふうなことで感じておりますので、早々にプロジェクトチームを立ち上げながら、可能な限り作業を進めたいというふうに思っております。

○佐藤 晃議長 堤郁雄議員。

○12番(堤 郁雄議員) ありがとうございます。ぜひ早目に検討していただけるように要望して終わりにします。

○佐藤 晃議長 以上で12番堤郁雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

午後 3時03分 休 憩

~~~~~

午後 3時15分 開 議

○佐藤 晃議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤 兵議長 御異議なしと認めます。よって、本日の会議を日程終了まで時間を延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、政策形成過程の明示について、外1点、16番海老名悟議員。

〔16番海老名 悟議員登壇〕（拍手）

○16番（海老名 悟議員） 私、一新会の海老名悟です。

質問に入ります前に、本日とり行われました三笠宮寛仁親王殿下の御葬儀に当たりまして一言申し上げます。三笠宮寛仁親王殿下の御逝去を悼み、衷心より哀悼の意を表しますとともに、殿下の御生前の御功績に対しまして心より敬意を表します。

それでは、質問に入らせていただきます。先ほど議長のほうより定刻時間の延長を異議なしとしていただきましたけれども、皆さん大変お疲れのところだと思いますので、もしかしたら定刻内で終わるかもしれませんが、最後までお願いしたいと思います。

私、平成24年度に入って初の定例会での質問となりますけれども、私自身にとっては平成19年6月定例会の初質問を皮切りに通算18回目の質問ということになりました。

しかも、平成20年6月、4年前のちょうど6月議会だったんですけれども、それ以来二度目のこのしんがりを務めるということになりました。15人目の質問ということで、市当局の皆さんは無論のこと、議員諸兄もお疲れのこととは存じますが、最後の1時間に集中して質問してまいりますので、市長・当局におかれましては誠意ある答弁をお願いいたします。

今回は政策形成過程の明示と本市の節電対策、この2点について市長・当局の考えをただしていきたいと思います。

まず初めに、政策形成過程の明示についてで

ありますが、これは先ごろ議会側から安部市長に対して提出された「新文化複合施設の計画変更に係る一連の対応について」の申し入れ書にも記載されておりました「政策立案過程を明示すること」と同じ意味であります。

このたびの一般質問でも多くの議員が新文化複合施設建設に関する質問をされていますが、それは建設予定地が二転三転するように、市長・当局の事業に対する考えも二転三転しているように見えるからではないでしょうか。

その事業の持つ本来の目的がどのようなものであったのか、この点が見えなくなってしまうては元も子もない状態になってしまいます。

そもそもこの事業がどういう目的で行われることになったのか、その目的の背景やきっかけとなった課題は何だったのか、これらの点を明らかにすることによって事業の方向性をぶれることなく進めることができるのではないのでしょうか。

事業の根本となる政策形成がどのような過程を経てなされているのかを明示することは、以上の観点からも非常に重要であると考えられます。

安部市長は先ほど述べた議会側からの申し入れ書にあった「政策立案過程を明示する」具体策について、「より多く」、「より丁寧に」説明すると答えられました。

確かに政策立案過程をより多く、より丁寧に説明することは必要だと思われませんが、残念ながらそこには何ら具体的な方策が見えてきませんでした。

そこで、政策形成過程を明示していく一つの方策として行政コスト計算書を提案したいと思います。

行政コスト計算書につきましては3月定例会の代表質問でも提案させていただきました。その際には福岡県大野城市で実施されているフルコスト計算書を事例にして話をいたしました。

企画調整部長からは「大野城市の行政評価とは詳細な事業別内訳をコストとして算出することや第三者委員会による評価を行っている点などの手法に違いはあるものの、現在行っている事業を振り返り工夫や改善点を見出し、よりよい政策・施策及び事務事業の実施につなげていこうとするマネジメントサイクルに変わりはないものと考えております」との答弁がありました。

これは、やり方は多少違うが、基本的な考え方は同じだということなのでしょうが、このたびの新文化複合施設建設に係る市長・当局の対応を見ると果たしてやり方の違いだけなのか、大いに疑念を抱かざるを得ません。

事業の目的や対象、手段、成果を明記し、その収支明細もあらわした計算書と第三者委員会による診断書を1枚にまとめた手法は、事業本来の目的を見失うことなく、コスト意識を高めながら事業遂行できるアイテムになると思います。

事務事業実施に至る政策形成過程を明示する方策として、改めて行政コスト計算書を導入することを提案いたしますが、市当局の見解をお聞かせください。

続いて、予算編成過程の公表について提案いたします。

予算編成過程の公表は、平成15年度に鳥取県の片山知事が導入したことを皮切りに全国の自治体に広がっており、市政の透明化と市民への積極的な情報提供を推進する方策として実施されています。

公表される内容は自治体によって異なりますが、各部別の予算額や事業名と要求額、査定額、そして査定理由までを基本にしているようです。中には各事業の背景や目的、その必要性和効果、全体経費と財源内訳も示し、事業不採択や大幅減額の理由まで公表しているところもあります。

このような内容を公表することによって市民に対する説明責任が強化され、市民が予算編成

に対する関心を高めるという効果があり、ひいては市政の透明化や市民への積極的な情報提供にもつながるわけです。

以上のような観点から、本市においても予算編成過程の公表を導入すべきだと考えますが、市当局の見解をお聞かせください。

ただいま提案いたしました行政コスト計算書と予算編成過程の公表はあくまで政策形成過程を明示するための方策であり、有効なアイテムだと思います。政策形成過程が誰の目にも明らかになれば、事業実施の段階においてもその目的や効果、コストをきちんと自覚しながら進められるはずです。

今回の新文化複合施設建設に係る迷走が二度と起きないようにするためにも、早急かつ真剣に取り組むべきものではないでしょうか。

それでは、次に、本市の節電対策についてお尋ねします。

本年5月5日に国内の原子力発電所が全て停止してから1カ月を超え、間もなく電力需要が高まる夏を迎えようとしています。

つい先日、野田総理は関西電力大飯原発の再稼働について国民の理解を求める記者会見を行いました。本市を含む東北電力管内の原発は停止したままであります。

そんな中で、東北6県と新潟県に電力を供給する東北電力における今夏の電力需給は、供給量が需要量を上回る見通しであることから、管内においては数値目標を伴わない節電を要請するという内容のお願いが5月18日付の同社ホームページに掲載されておりました。

ただし、これには経済活動に支障のない範囲で昨年の夏同様の節電に取り組むこともあわせて要請しております。

また、山形県におきましても昨年実施した「山形方式省エネ節電県民運動」を本年も実施することにしており、既に6月5日から普及啓蒙活動を開始しております。

そして、全国共通の節電要請期間となっております7月から9月におきましては、東北電力管内で唯一電力消費量削減の目安を設定し、平成22年度対比で5%減を目標に活動を展開しようとしております。

そのような中、本市の公共施設における節電対策をどのように考えておられるのかお尋ねします。

節電や省エネは電力会社のためにするものではありません。これからのエネルギー需給を考えれば電力に限りがあることは明白であり、その中で将来にわたって生活していく私たち自身が身につけるべき習慣だと思います。

そこで、お尋ねします。このような節電や省エネについて、市民への呼びかけをどのように実施していくのかお答えください。

以上で6月定例会の一般質問も最後となります。ぜひ実現が目に見えるような答弁を期待しまして壇上からの質問を終わります。

○佐藤 晃議長 安部市長。

〔安部三十郎市長登壇〕

○安部三十郎市長 ただいまの海老名悟議員の御質問にお答えをいたします。

私からは行政コスト計算書の導入についてお答えをいたします。

現在、市では行政評価システムを導入して事業を振り返り、改善の方向をみずからが考えていくこととしておりますが、主要な政策についてはその事業の目的、内容、効果を説明するためには行政コスト計算書を活用するのは有効な手段であると考えております。

大野城市の行政コスト計算書の例も参考にしながら、もう少し時間をいただいて本市独自の手法づくりも含めて検討をしていきたいと考えております。

まずは来年度から当初予算を説明する際には、特に関心の高い事業については新たな資料を作成して説明していきます。資料については今後

検討いたしますが、事業の目的を明確にし、具体的な内容とその進め方、事業に要する経費、最終的な目標などをわかりやすい形であらわしていくところから始めたいと考えております。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

〔須佐達朗総務部長登壇〕

○須佐達朗総務部長 私からは、1の(2)予算編成過程の公表について、それから、2の(1)公共施設における節電対策についての御質問にお答えいたします。

まず、予算編成過程の公表についてですが、既に御指摘のとおり一部の自治体では予算編成過程についてホームページ上で公表しているようであります。公表している内容につきましては自治体によってさまざまですが、予算要求の概要、それから要求額、査定額、査定の理由など、査定の段階ごとあるいは予算案決定と同時期に公表している例が見受けられるところであります。

市民生活に深くかかわる事業や大規模なハード事業などといった重要な事業を推進していくためには、市民の理解や協力を得ることが必要だと考えております。また、市民の市政への参画意識は高まっておりますが、これからのまちづくりをさらに市民とともに進めていくためには市民のまちづくりへの興味、関心をより一層高めていくことが必要であります。

このようなことから、市の保有する情報を積極的に公表し、市民と共通認識を持つことは、御指摘のとおり開かれた市政の実現と説明責任の達成という観点から有意義なことであると認識しております。

予算編成過程を公表していくに当たっては、大きく分けて二つの課題があるのではないかと考えております。

まず、意思決定過程を公表することについての考え方の整理ですが、当初予算の編成は10月の予算編成方針の通知から2月の予算内示まで

の長期間にわたる意思決定の過程であり、そこで扱われる情報の中には検討素案のような意思決定にまで至らないものやあくまで内部での検討材料として入手したり作成したりしているものなど、未成熟な情報が含まれている場合があります。また、市の予算編成にあつては、国や県の動向などに大きく左右される面があります。

予算要求段階ではこれらの情報が不透明であり、予算編成過程の中で二転三転するようなケースもあります。こうした情報を含む予算編成過程を公表していくことは、無用の誤解や混乱を与えたり、行政内部での自由な発言や意見交換が妨げられたりするおそれもあることから、現段階では慎重な取り扱いが必要ではないかと思っております。

次に、予算編成過程を公表することによる効果とそれに係る費用の問題ですが、予算編成過程を公表している団体の内容を見ますと、議会費、総務費など目的別、それから、あるいは部局ごとに予算要求額と予算決定額を掲載しているだけのものが見受けられる一方で、事業ごとに要求額の内訳や査定内容などを掲載しているものもあります。さらに、それらの情報を公表するとともに、住民からの意見を募集しているような団体もあります。

より多くの情報、それから質の高い情報を提供していくことは重要ではありますが、それらの情報が有効に活用されているのかといった検証も必要であると考えております。また、より詳細な情報を提供していくためには、人的経費を中心により多くの経費がかかることも事実であります。

したがいまして、予算編成過程を公表していくに当たっては、費用対効果も見据えて情報提供のあり方を十分に検討していく必要があると考えております。

ただいま市長からも答弁ありましたが、まず来年度の予算編成に関しましては、主な事業に

つきまして詳しい内容あるいは個別の資料等を作成するなど工夫を凝らしながら、市民の方々にわかりやすく丁寧な説明を心がけていきたいと考えているところであります。そのような取り組みを実施し、さらに検討する中で、議員がお述べの予算編成過程の公表につきましても研究させていただきたいと考えております。

次に、2の(1)公共施設における節電対策についてのうち、私からは市庁舎における節電対策についてお答えいたします。

市庁舎においては昨年7月1日から9月9日までの期間、節電の取り組みを行いました。主な取り組み内容としましては、照明については蛍光灯の間引き等による30%以上の使用自粛、エアコンの出力抑制、設定温度は28度でございます。パソコンの省エネ設定、エレベーター1基の使用停止、トイレのエアタオルの使用停止などの取り組みを行ったところであります。

その結果、昨年7月から9月までの3カ月間における電力使用量は、平成22年同期と比較しまして30%、使用料金では100万円ほど削減したところであります。

今年度におきましては、5月中旬、東北電力から、数値目標は伴っておりませんが、節電要請を受けており、昨年と同様に継続して節電の取り組みを行うべく準備を進めているところであります。

また、これらの節電の取り組みに加えまして、市民ホール、それから各階の通路常夜灯のLED化なども行いながら、地球温暖化防止のための省エネ対策もあわせて推進していきたいと考えているところであります。

なお、これらの取り組み状況につきましては、今後市のホームページでお知らせしていきたいと考えているところであります。

私からは以上です。

○佐藤 亮議長 土屋教育指導部長。

〔土屋 宏教育指導部長登壇〕



○土屋 宏教育指導部長 私からは、本市の節電対策につきまして、昨年度教育委員会と各小中学校で取り組みました節電教育とその実践としての「節電による学校備品購入インセンティブ事業」について申し上げます。

東日本大震災後に私たち一人一人ができることとして節電をテーマに掲げ、全ての小中学校で節電教育を行い、上郷小学校と第四中学校以外の小中学校で節電事業に取り組みました。

その事業の内容といたしましては、節電の取り組みが子供たちに目に見える形で学ばせたいということで、各学校の6月から11月分の電気使用料を22年同期と比較し、削減できた金額の半分を備品購入費としてそれぞれの実績に応じ各学校へ配分を行いました。

その結果として、小中学校合わせて292万円、対前年比8%の節電を行うことができたところです。

各小中学校では、このインセンティブ事業の取り組みも加えて、児童生徒に節電教育を行ったところです。不必要な電気のスイッチを小まめに切ったり、コンセントを抜いたりする一人一人の取り組みが全体として大きな節電になることを学びました。

さらに、学校での取り組みが子供たちを通して各家庭に広がり、家庭での節電意識の高揚と具体的な取り組みにつながりました。

これからも節電教育に力を入れて継続をしていきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 加藤市立病院事務局長。

〔加藤智幸市立病院事務局長登壇〕

○加藤智幸市立病院事務局長 私からは市立病院の節電対策についてお答え申し上げます。

市立病院におきましては、平成22年度にグリーンニューディール基金事業を活用し、213台の蛍光灯をインバーター式蛍光灯に交換し、消費電力の削減を行っておりますほか、昨年度は東

日本大震災による突発的な停電や計画停電に備え、節電行動計画を国と県に提出し、冷房運転の見直しや照明・OA機器等の使用削減など、夏季における節電対策に取り組んでまいりました。

その結果、平成22年度と比較しますと、使用料で年間約11%、金額で約220万円の削減をしており、一定の成果があったものと考えております。

今年度も昨年度同様に、安全で安心できる医療を提供する病院としての機能を第一に考えながら、6月1日から9月30日まで節電行動計画を実施しております。さらに創意工夫を凝らし、経営コスト削減の面からも今後も可能な限り使用電力の抑制に努めてまいります。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 赤木市民環境部長。

〔赤木義信市民環境部長登壇〕

○赤木義信市民環境部長 私からは本市の節電対策についてのうち、市民への呼びかけについてお答えいたします。

東日本大震災以来、二度目の夏を迎えようとしている現在、地域によっては今夏も電力需要が供給を上回る見通しとなっております。東北電力管内においては、昨年度と比較して電力需要バランスが改善されると見込まれております。

しかしながら、一昨年並みの猛暑となった場合は節電の取り組みがなければ電力の供給が不足すると見込まれるため、東北電力では昨年のような削減目標は定めないものの、引き続き節電を呼びかけるとのことです。

一方、山形県においても、昨年に引き続き「山形方式省エネ節電県民運動」を打ち出し、7月から9月までの節電強化3カ月間の電力消費量を平成22年同期比5%削減するという具体的な数値目標を掲げ、一般家庭はもとより、事務所、飲食店など、いわゆる小規模事業所に対

する普及啓発にも力を入れながら、省エネ節電への協力を求めようとしております。

本市におきましても、昨年に引き続き節電対策を市民の皆様にお願ひすべく、7月1日号の「広報よねざわ」及びホームページで周知を図る予定です。節電の取り組みについてはさまざまな方策がございますので、関係機関と歩調を合わせながら、今後とも具体的な実践例を情報提供するなどして、市民の皆様の節電意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 御答弁ありがとうございます。

まずもって行政コスト計算書、これに関しましては、本当に先ほども申し上げましたが、3月の代表質問でもさせていただいて、今回もさせていただいた中から、市長の答弁にもありましたように非常に有効な手段であるという認識はあると、なおかつ、来年度予算のところからより詳しい説明を入れた予算書づくりについてもやっていきたいというような、非常に期限も具体的に明示をされたというようなことで、大変心強く思っているところです。

それで、この行政コスト計算書、実際にはやはりもともとの、御存じだと思うんですけども、総務省方式というものがあります。18年度以前のものとしてそれ以降のものに分類されているようなんですけれども、そういった形のものもいわゆるベースとなるものがあるということなんですけれども、しつこいようなんですけれども、私やはり5年前議会において初めて総務文教常任委員会で管外視察で福岡県の大野城市に行って、そのやり方を目の当たりにしました。非常にこれはすばらしいやり方だなと。当時議員になって間もなかったにもかかわらず、それに関しては非常に感銘を受けたという記憶があります。

やはり、そのやり方については確かに詳細に

丁寧に説明をしているというのはあるんですけども、その先に、あちらの場合ですとそのコスト計算に基づいた外部の評価も受けているというところがあるんです。

まず第一歩としては、そのコスト計算をやっていくということがまず第一歩ですので、いきなり外部評価も入れてというところまでのことを今ここで求めて、その結論を得ようとは思いませんけれども、私、先ほども壇上で申し上げたとおり、この行政コスト計算書も、それから予算編成過程を公表するというやり方も、実は米沢市の政策というものに関して後にそれを評価を受けるためには絶対的に必要になってくるアイテムだというふうに考えております。

行政評価というものに関して言うならば、今先ほど総務部長のほうからもありましたけれども、事業を実施した後にきちんと今米沢市でも内部においてその事業がどうであったのかということを経営されているということは、これはもう事実として行われているわけですので、我々も存じております。

しかし、これを外部の評価も入れていくということをした場合には、常に外部に対して我々はこのことを考えてこういう中身で事業をやるんだということをこちら側から公表していくという姿勢をとっておくことが私はこれ絶対に必要になるというふうに考えて今回の提案をさせていただいた次第です。

その点からいきますと、この行政コスト計算書については有効である、そして、来年度の予算から、実験的なものかもしれないですけども、導入してやっていくという部分については大変評価するところであります。

そこで、この行政コスト計算書と予算編成過程の公表については先ほど総務部長からもあつたとおり、私も聞き取りの中でもありました。どの段階で公表するのかということについては非常に慎重にならざるを得ない。当然だと思ひ

ます。先ほど総務部長がおっしゃったとおり、まだしっかりと固まっていない、部署のほうからこのくらいこの事業については欲しいんだというようなところがあっても、実際に精査していった場合にその中身が変わっていく可能性も当然あるというところからすると、それを公表するのがいつの段階かと非常に慎重にならざるを得ないというのは、これも理解できるということです。

しかし、実際にやっているところ、恐らくごらんになったと思うんですけれども、それぞれのところでやはりそのタイミングというのははかってやっているようです。やみくもに今こういう話をしていますというのをぼんぼん出していくというわけではないようです。

実態としては、ある程度のところまで固まったというところについて、こう今いきますという内容を出してくる。その辺はやはりその自治体よっての判断によるというふうに思います。行政コスト計算にしてもその経過公表にしても、それはその行政体、自治体の判断にある程度これは任せられて当然のことだと思います。

それで、私が言いたいのは、その後の行政評価というものに関して、内部で今はやっておりますけれども、今後外部の評価というものも私は視野に入れるべきではないかというふうに思うんですけれども、この点については市長、担当部局の方、どのようにお考えになられますでしょうか。

○佐藤 晃議長 山口企画調整部長。

○山口昇一企画調整部長 3月の議会でも御説明をさせていただきましたが、米沢市としては2年に1回実施計画の要求をしていただくときに、全て要求していただく事務事業全部についてみずから評価をして説明責任を果たしていただくというやり方をしております。

これ、始めましてまだ4年ぐらいの期間だと思うんですが、ようやく定着してきたかなとい

うふうな評価をしております。

ただ、将来的には自己評価というものだけにとどまっていいいのかどうかという部分については判断をしていかなくはいけないというふうには思っていますが、今現在いつから外部評価をして、その結果として事業仕分けだとか棚卸しみたいな部分を外部の方に委ねるというふうなところまでの踏み込んだ判断はしておりませんので、これもまた行政評価といいますか、今御提案いただきました、さまざまな今全国的に行政コストの手法が展開されておりますので、その本来の導入した目的と最終的にそこからどういう効果を生んでいるかという部分をあわせて研究をさせていただきながら、私どものほうとしても判断をしていきたいというふうに思っております。

それで、3月の段階で、私が答弁した趣旨、委員が引用していただきましたが、そのとおりであります。その際に結論の部分では私どもがやっている自己評価方式による行政評価、事務事業評価がベストだというふうには思っておりますので、全国的な事例なども研究をさせていただきたいというふうにお答えをしておりますので、来年の夏からまた次の実施計画のための評価が始まりますので、それを視野に入れながら検討させていただきたいというふうに思っております。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 決して山口部長をいじめるつもりで引用したわけではないんです。実際のところは3月の答弁の中でも最後にはそういった部分も参考にしながら検討していきたいという言葉が頂戴しておりますので、ただ、やはり検討だけではこれでいいのだろうかという思いはこの3月の代表質問が終わってから、以降より強くなったという状況は、これは恐らく皆さん共通の認識ではないのかなというふうに思うんです。

先ほど言ったとおりで、結局本来この事業が一体何のために行われるのか、どういう目的でここまで来たのかということを振り返るときにも、こういったものが言ってみればペーパーベースできちんとあらわされて、市以外のところにもきちん公表されているという状況になれば、一旦そこに立ち戻れば「ああ、こういうことだったんだな」ということは誰でもわかるわけですので、そういったところを明らかに明示していくということが絶対的に私は行政側としては必須アイテムじゃないかなというふうに思ったものですから、あえて先ほどの語句を引用させていただいたわけです。

今後、その部分についてはとにかく来年度見直しもあるので、そこからも含めて検討していきたいということです。ぜひとも検討していただきたいんですけれども、その参考として、行政評価における外部評価のポイントということで株式会社富士通総研というコンサルティング会社のほうでちょっと発表している資料があったものですから、それを一部ここでちょっと引用させていただきますけれども、自治体の行政評価、その行政評価というものを導入した当初、それこそ先ほど4年になりますとおっしゃっていましたけれども、当初というのは内部評価のみで実施する場合が圧倒的に多い。事例的にもそうだそうです。

ですから、まさにその圧倒的に多い事例の中にこの米沢市も入っているということだと思います。これが一定の期間経過すると、内部評価とあわせて外部評価を実施する場合がふえてくるというのも実情だそうで、この富士通総研のそのコンサルタント事業部のところによれば、行政評価については最初は内部評価、それを一定期間続けると今度は外部評価を入れるというのが、流れとしてそういうものが多いということなんだそうです。

これ私、何で富士通総研を引っ張ってきたか

といいますと、実は大野城市のフルコスト計算書であるとかドック事業というものもやっているんですけれども、そういったものに全てかかわっているというようなところで実はここが出てきたものですから、あえてそれを出させていただいたわけなんですけれども、ある意味当然の成り行きとしてそういうことがあるんだということだと思います。

先ほど部長おっしゃったとおりきちんと内部で評価されているということでやっておられるというのは十分理解できますので、今後ここに外部評価を入れていくということが私はやはりこれもまた必須の条件ではないのかなと。いわゆる説明責任というものをより強化して、そして、市の行政の成り立ちであるとか実施の仕方であるとか、そういった部分を透明性をもって市民に伝えていくという点では、これは非常に有効な手段だと思いますので、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

それから、予算編成過程の公表と。これは確かに実は先ほども申し上げましたが、平成15年度からあちこちで始まっているというところで、今かなり広がってはきているんですけれども、実際のところとしてはまだまだやっているところでもこれでいいのだろうかということをちょっと悩みつつもやっているというところもあるようです。それが実態なのかなというふうには思います。

実際そのやり方だとか公表のタイミング、中身、そういったものについては先ほど言ったとおりその自治体に任せられているというような部分があると思いますが、実際今回は目黒区役所のことを例に挙げて聞き取りをさせていただきましたので、恐らく目黒区役所のデータは引っ張られたと思いますけれども、あそこのなんか見てみますと本当に要求額から予算額決定額、そして査定額、査定の内訳、全部ホームページで出てくるわけです。誰でも見れる。

やはり、基本的には500万円を超えるずれが生じたような場合にはきちんとその理由も明示するというようなことになっていました。当然、事業についても全ての事業を全部そこに載せるというわけではないということです。やはり、政策的にこれは公表すべきだろう、つまり重要な事業であるというようなものについては積極的に載せていくというスタンスのようです。

ですから、何もかものべつ幕なく載せればいいというものではないということも、これは恐らく私以上に感じておられるとは思いますが、ただし、これを公表することによって、私もこれ初めて見たときに「おおっ」と思いました。なぜかというと、かなりの要求額があったにもかかわらず全額否定される場合もあるわけですね。何でも思えば、そこに理由は明示してある。こういう理由で各部が実はこれだけ欲しいんだと言っても、財政当局もしくは企画、総務のほうからそれはこれこれの理由で今回はだめですよということがきちんと明示してある。

これを見た市民がどう思うのかということをお考えになれば、私は非常に市の財政がどういうふうにでき上がっていくのか、予算が大体どういうふうにでき上がっていくのかということが目に見えてわかるという点においては、これもまた非常に有効な、市民に対しての透明性を高め、なおかつ説明責任を強くするという意味では絶対的に必要だと思いますので、この辺もあわせて考えていただいて検討していただきたいというふうに思います。

では、続いて節電対策、こちらなんですけれども、非常に聞かせていただいて頑張っているというのが正直な感想です。本庁舎内においても30%の削減と金額にして100万円削減に成功したと。病院にしても学校にしてもそれぞれで独自の計画を立てて実行されているという点からいくと、大変すばらしいことだなというふうに感じました。

その中で、本庁舎の部分に限って言うわけではないんですが、これ私最後に市民への呼びかけという部分についてどういうふうにしていくのか。例えば学校のほうですと節電授業というものをやることによって、子供たちが今度家に帰って「きょう、こういうことを習ってきたよ。節電はこうしたほうがいいんだよ」という話を家庭に持って帰る。これは物すごく本当にこれもまた有効な手段だと思います。

前にもお話ししたことありますけれども、親って、親、特に父親、母親だけじゃなくておじいちゃん、おばあちゃん、こういった方々なんかは子供の言うことは本当によく聞きますので。しかも、子供が小さいほどなぜかよく聞きます。不思議なものです。大きくなると「何だ、このやろう」なんて思ってしまうこともあるんですけれども、小さいうちというのはそうだなと。

しかも、子供が節電だとか省エネに関してこういうふうにならなくて「こうしなくてはいけないんだよ」なんて言われると、「そうか」ともう素直にうなずくところが大きいと思いますので、そういった意味ではこれがまさに市民に対する呼びかけにもつながっていると思います。

ただ、願わくば市役所として、本庁としてこれを市民に対して言ってみればアピールをしていく。「実はこういうことをやっている」と。当然ホームページにも載せます、広報にも載せます。そういった部分はあるんでしょうけれども、何かしら例えば市民が入ってくる市民課のところに何かそういうデータを載せるとか、そういったことで市民に対して訴えかける。「市はこれだけのこともやります。ですから、皆さんのぜひ御協力ください」というような、何かしらそういった具体的なやり方とかというのはないものなんでしょうか。総務部長。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 庁内にそういった広報につ

いて掲示をするかしないかということではなくて、全体的に市役所として節電対策にこうやって取り組むと、それから取り組んだ結果と、あわせてそういったものをホームページで出したいなどは考えてはおります。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） そうなんですね、ホームページはいいんですけれども、見れる方がどうしても限られてくるということが難点ではあると。それこそ先ほど申し上げたとおり、子供が家に帰って言えばじいちゃん、ばあちゃんも聞くんですけれども、おじいちゃん、おばあちゃんが果たして自分のパソコンを開いて米沢市をクリックして見てくれるかという、なかなかそうはいかないというような部分があるので、そういったところに何か訴えられるようなものがあればということなんです。あと、例えば、これほかのところでやっているものをちょっと見たんですけれども、同じ市役所の中でたくさん課があるわけです。例えば課ごとに極端な話、これができるかどうかわからないんですけれども、言ってみればコンテストじゃないんですけれども、競争みたいなものです。「うちはこのくらいやりました」と。それを言ってみれば庁舎内、大変頑張りましたと表彰するというようなことでも一つの方法なのかなというのは見ました。そういったようなやり方もあるのではないのかなというところです。

ただ、今回は東北電力も山形県も、山形県は5%という表示をしています。削減目標は5%と言っていますけれども、もう既に米沢市、今報告のとおりどこもかしこもそれをはるかに上回る節電の効果を達していらっしゃるということですので、恐らく去年並みにやっても十分5%はクリアできる状況にあると思いますので、ぜひともこの辺もあわせて今後ともやっていただきたいというふうに思います。

それから、市民環境のほうになるかと思うん

ですけれども、LED化についてはきのうのちょっと夕方のニュースでもあったんですけれども、東芝電気がもう白熱電球を製造をやめたというニュースがありました。今、日本全国で使われているこの電球、蛍光灯、全てをLED化すると、うそか本当か、ニュースで言っていたのは原発13基の電力をダウンさせるくらいの効果があるというようなことを言っておりました。

実際、白熱球と比べただけでもその消費電力は6分の1くらいになってしまうというようなこともありますので、確かにその効果というものは絶大だと思いますけれども、今補助金を、今月ちょっと補正額がありますからその部分は触れませんが、いわゆる町内会単位のLED化を進めているという話が出ていますけれども、これについて市民の反響が非常に強いという部分について、その市民の感覚に対して何か市民環境部としてはどのように捉えていらっしゃるものなのか、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○佐藤 晃議長 赤木市民環境部長。

○赤木義信市民環境部長 LED照明につきましては、地球温暖化防止対策の一環として環境生活課のほうでLEDの公衆街路灯設置補助金ということで今年度から始めました。5月1日から受け付けを開始したのですが、各町内会等の関心が非常に高く、当初の予算が1週間もたたないうちになくなってきたというふうな状況がありました。

そういった意味で、昨年の東日本大震災以降といいますか、その辺については非常に関心が高まっているというふうなところがもう数字になってはしっかりとあらわれてきたというふうに思っております。

ですので、公衆街路灯につきましてはできる限り推進していきたいなというふうな思いでおります。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 今市民環境部のほうからもあったとおり、実は今、米沢市民のそういった節電であるとか省エネというものに関する関心の度合いというのは非常に高いということのあらわれだというお話でした。まさにそのとおりだと思います。

そういう点から言っても、実は今このときこそ米沢市民に対して今後自分たちの生活を考えていく、守っていく上でも、こういった節電であるとか省エネであるとかという部分について市が先頭を切って、言ってみれば運動的に起こしていくというのが実は物すごく反応も強いんだと思います。ですから、今ここでこそそういった声がけ、呼びかけをしていくべきだということなんです。

ですので、総務部長もいろいろとお考えにはなっていらっしゃるんでしょうけれども、ぜひともそういった、言ってみれば今そういうタイミングであるということも捉えて何かしらの行動を起こしていただきたいというふうに思うんですけれども、再度いかがでしょうか。

○佐藤 晃議長 須佐総務部長。

○須佐達朗総務部長 さまざまな方法があるかと思いますが、まずはホームページでと思ったんですが、それから、先ほど競争という話もございました。実は蛍光灯の間引きについては10%ほど、それぞれ多少暗くてもいいようなところはいくんですが、これについても課ごとに何本とかいうわけでもなくて、実際の業務に支障がない限りにおいてというような中での推進でございます。

そういったことで、各課との競争の中でさらなる節電というのはちょっとなかなか難しいのかなと。

それで、庁舎の入り口に「ただいま節電中」とか「目標は何%」とかいうものも、実は今回東北電力で目標を定めていないというふうなこともございまして、なかなか掲げはにくいと。

ただし、できるだけ節電の趣旨に沿った形で対策等については取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○佐藤 晃議長 海老名悟議員。

○16番（海老名 悟議員） 何かしらとにかく考えていただいて、市民に訴えかけるような方法もあわせて考えていただきたいというふうに思います。

あと、先ほどちょっと病院のほうもあったんでそれちょっと触れさせていただきましたけれども、私も市立病院にお世話になったことが多々ありますのでよく感じるんですけれども、今回の東北電力も県もやはり安全にかかわる部分に関しては節電の対象から除くとありました。そのとおりだと思います。

去年みたいな本当に非常事態ではこれはやむを得なかったかもしれませんが、私、殊に病院なんかは入っていったときに既に間引きで暗い受付というのが実はどこかぐあいが悪い人にとっては物すごくへこむんです。こんなことを節電、節電と言っておいてそう言うのも大変恐縮なんですけれども、私、自分の実体験からいって、病院が暗いのは実は物すごく患者さんにとっても行く人にとっても実はあれは何かすごくマイナスの効果を生んでしまうような気がするんです。

ですから、同じ電球、電灯でも、インバーター式をもう取り入れられているということですので、これをさらに例えばLED化することによって、灯数は減らしていないんだけど電気料が減っているとか、何とかその辺で対応していただければなというところは思います。

病院に関しては余り節電だ、省エネだということで安全に危険をもたらすようなことが絶対あってはならないというふうに思っていますので、あとは患者さんに行く人のことを考えると余り暗いのもどうかなというところがありますので、その辺は病院側の判断もあるかと思いま

すので、その辺を含めてやっていただければと思います。

最後になりますが、行政コスト計算書と予算編成の過程公表については非常に前向きに検討していただけるという御返事をいただきました。そういった点では非常に心強く感じたところですけれども、これらの先には米沢市の行政評価、いわゆる外部評価というものがあるということできれば念頭に置いていただいて検討していただければということをお願いして私の質問を終わります。

○佐藤 兵議長 以上で16番海老名悟議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○佐藤 兵議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時13分 散 会